平成23年度決算



でんきバス「はむらん」

東京都羽村市

はじめに

市では、平成 10 年度決算からバランスシートを作成し、その後、連結バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書(資金収支計算書)を作成し、平成 13 年度決算からは、「財政白書」としてとりまとめ、市の財政状況を公表しています。

総務省は、平成 18 年 8 月、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を示し、地方公共団体に平成 20 年度決算から財務 4 表の作成を求めています。そこで、東京都 26 市では市長会の附属協議会として「東京都市公会計制度研究会」を発足させ、研究を行ってきました。この新たな公会計制度では、総務省が示す 2 つの方式、あるいは東京都などの独自方式のいずれかを用い作成するものですが、それぞれメリット、デメリットがあるため、研究会では導入に際してのコスト、事務的負担などから、現段階では「総務省方式改訂モデル」が最も妥当であると判断し、この方式による研究を進めてきました。

市においても、この「総務省方式改訂モデル」を取り入れ、平成 20 年度決算からこのモデルによる財務書類を作成しています。

また、平成 19 年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、新たな財政指標となる、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の健全化判断比率を公表することとなりました。この法律では、この比率のいずれかが早期健全化基準(イエローカード)以上の場合は、財政健全化計画を策定し、健全な財政運営が求められることになります。

平成23年度は、長引く経済不況の影響などにより、財政状況が一層厳しさを増す中で、第1次・第2次の「緊急経済財政対策」を講じ、より安定的で健全な財政運営が図られるよう、さらに踏み込んだ経常的経費の削減、歳入の確保、事業全般の見直しなどに全庁を挙げて取り組みました。

市では、この「財政白書」により財政状況を的確に把握していくとともに、市民の皆様に も白書を通じ、行財政運営について、ご理解をいただきたいと思います。

<注>

本書においては、特に断りのない場合、普通会計を基準としています。普通会計とは、地方財政状況調査(決算統計)上統一的に用いられる会計部門で、一般行政部門の会計を表します。羽村市では、一般会計と土地 区画整理事業会計を合わせ、介護サービス事業分、重複額などを控除したものになります。

26 市とは、羽村市を含めた東京都内の市を指します。

市民一人あたりの数値は年度末住民基本台帳人口を基準としています。(平成 23 年度末 56,123 人)

積上げグラフにおいて、四捨五入の関係から総額と内訳合計額が一致しない場合があります。

<目次>

決算から見た羽村市の財政状況	1
1.決算の概要	1
市民一人あたりの財政状況	2
2. 歳入の状況	3
市税の状況	4
国・都支出金の状況	8
3. 歳出の状況	9
目的別経費	9
性質別経費	11
4.施設の状況	14
5 . 基金の状況	15
基金の状況	15
市民一人あたりの基金残高	15
6. 市債の状況	16
市債の状況	16
市民一人あたりの市債残高	16
7. 普通交付税の状況	
平成 23 年度普通交付税の状況	
8.主な財政指標	18
経常収支比率	18
公債費負担比率	19
財政力指数	
9.健全化判断比率・資金不足比率	
制度の概要	
健全化判断比率	
資金不足比率	
財務書類から見た羽村市の財政状況	
1 . 貸借対照表	
平成 23 年度貸借対照表	
2.行政コスト計算書	
平成 23 年度行政コスト計算書	29
目的別・性質別行政コスト	
3 . 純資産変動計算書	33
4. 資金収支計算書	35
5.財務書類4表の関係	36
6.財務書類による分析	
財政健全化に向けた取り組み	39
参考	
決算カード	42
田藝解説	44

決算から見た羽村市の財政状況

1.決算の概要

平成 23 年度普通会計の決算は、歳入総額が 207 億 1,887 万円で、地方消費税交付金などの税連動交付金が減少したものの、主要財源である市税や地方交付税が増額となったことなどにより、前年度と比較して 876 万円 (0.04%) の増となりました。

一方、歳出総額については202億7,475万円で、経常的経費の削減などにより物件費などが減少しましたが、子ども手当、生活保護費などの扶助費が増となったことや、財政調整基金などを積み増ししたことなどにより、前年度と比較して5,899万円(0.3%)の増となりました。

また、歳入歳出差引(形式収支)および実質収支は 4 億 4,411 万円となり、黒字で決算を締めくくることができました。

普通会計決算収支

(単位:千円、%)

	23年度	22年度	増減額	増減率
歳入総額	20,718,866	20,710,102	8,764	0.04
歳出総額	20,274,754	20,215,761	58,993	0.3
歳入歳出差引	444,112	494,341	50,229	10.2
翌年度への繰越財源	0	5,578	5,578	100.0
実質収支	444,112	488,763	44,651	9.1

市民一人あたりの財政状況

火災や地震などの

災害に備えて

平成 23 年度の市民一人あたりの歳入は 36 万 9,169 円、歳出は 36 万 1,256 円です。どのような収入があり、どのような目的に支出されたか、以下をご覧ください。





借入れた市債の返済に

その他

学校教育や

文化・スポーツの振興に

2. 歳入の状況

歳入の状況

(単位:千円、%)

平成 23 年度歳入決算額は、207 億 1,887 万円で、前年度と比較して876 万 円(0.04%)の増加となりました。

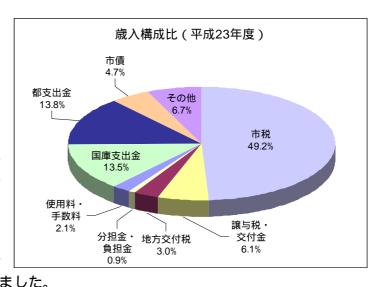
主要財源である市税は、個人所得の回復が低調でしたが、法人分について、一部企業で業績の回復が見られたことなどから、前年度と比較して1,249万円の増加となりました。

地方交付税については、平成 22 年度 に引き続き、普通交付税の交付団体とな り、前年度比 1 億 7,223 万円の大幅な増 加となりました。

また、国庫支出金は、制度改正による子ども手当交付金の増、生活保護費などの扶助費の増に伴い、前年度よりも増加しましたが、都支出金は、子育て支援対策臨時特例交付金や待機児童解消区市町村支援事業補助金などの減により、減少となりました。

その他、繰入金については、他会計か らの繰入金の増などにより、増加となりました。

23年度 22年度 増減率 増減額 0.1 市税 10,187,967 10,175,477 12,490 譲与税・交付金 1.278.657 1.326.501 47.844 36 地方交付税 628,857 172,227 37.7 456,630 2.0 分担金・負担金 180,835 177,255 3,580 __ 使用料・手数料 434,789 427,190 7,599 1.8 国庫支出金 2,790,680 2,681,760 108,920 4.1 2,850,824 179,265 5.9 都支出金 3,030,089 市債 975,000 1,072,000 97,000 9.0 その他 1,391,257 1,363,200 28,057 2.1 歳入合計 20,718,866 20,710,102 8,764 0.04



歳入構成比では、市税が49.2%と約半分を占め、都支出金、国庫支出金と続いています。



市税の状況

市税収入は 101 億 8,797 万円で、前年度と比較して 1,249 万円 (0.1%) の増加となりました。

市民税個人分は、個人所得の回復が低調であったため、95万円(0.03%)の減少となりましたが、市民税法人分については、一部企業で業績の回復がみられたことから、2,239万円(4.7%)の増加となりました。

固定資産税は、新築家屋の増加により家屋分は増加となりましたが、償却資産分は企業の 設備投資が低調であったことから、8.444万円(1.7%)の減少となりました。

軽自動車税は、軽四輪乗用車の保有台数が増加したことなどから、96万円(1.6%)の増加となりました。

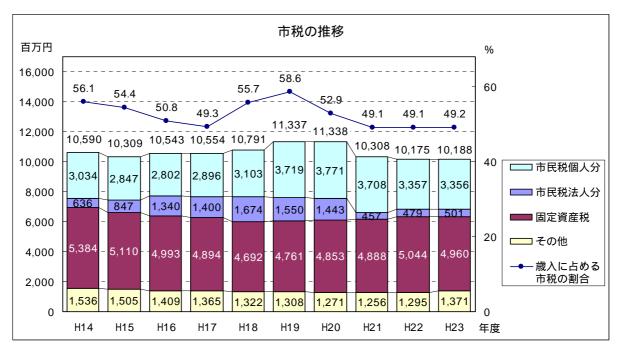
市たばこ税は、喫煙環境の変化などにより販売本数が減少しましたが、税率が引き上げられた影響で、7,244万円(18.4%)の増加となりました。

歳入全体に占める市税の割合は 49.2%で、前年度より 0.1 ポイント上回りました。なお、 第 1 次・第 2 次の「緊急経済財政対策」に基づき、全庁的な市税収納対策を実施し、徴収率 の向上に努め、自主財源の確保を図りました。

市税の状況

(単位:千円、%)

			23年度	22年度	増減額	増減率		
市税合計		合計	10,187,967	10,175,477	12,490	0.1		
	市	民税	3, 857, 326	3, 835, 888	21,438	0.6		
		市民税個人分	3,356,154	3,357,102	948	0.03		
		市民税法人分	501,172	478,786	22,386	4.7		
	固	定資産税	4,959,997	5,044,434	84,437	1.7		
	都市計画税 軽自動車税		都	市計画税	842,177	840,083	2,094	0.2
			61,473	60,515	958	1.6		
	市	たばこ税	466,994	394,557	72,437	18.4		



市民税個人分

市民税個人分は、前年の所得金額に応じて納める所得割と、所得金額にかかわらず定額で納める均等割とがあります。市民税個人分所得割の算出税額等の状況は以下のとおりです。

納税義務者数を見ると、給与所得者が一番多く約8割を占めています。このほか営業等所得者、農業所得者、その他の所得者(医師、外交員、年金・配当・一時所得等)譲渡所得等に係る分離課税者により所得割が納められています。

前年度との比較では、納税義務者数は 233 人増加し、算出税額(課税標準額に税率を乗じた額)は 6,168 万円の増加となりました。

「市町村税課税状況等の調」は各年 市民税個人分所得割算出税額等の状況

(単位:人、千円、%)

			課税標準額								合計	
		200万	円以下	200万円超7	00万円以下	700万円超1,	000万円以下	1,000	万円超	Ē	āΤ	
		納税 義務者数	算出税額	納税 義務者数	算出税額	納税 義務者数	算出税額	納税 義務者数	算出税額	納税 義務者数	算出税額	
	23年度	12,410	774,725	8,000	1,620,444	236	115,380	164	195,192	20,810	2,705,741	
給与所得者	22年度	12,586	786,847	7,699	1,575,724	247	120,767	161	196,294	20,693	2,679,632	
WI-DIVIDE	増減	176	12,122	301	44,720	11	5,387	3	1,102	117	26,109	
	増減率	1.4	1.5	3.9	2.8	4.5	4.5	1.9	0.6	0.6	1.0	
	23年度	606	28,776	222	44,761	7	3,699	28	25,909	863	103,145	
 営業等所得者	22年度	630	29,504	217	42,336	14	6,924	22	21,979	883	100,743	
	増減	24	728	5	2,425	7	3,225	6	3,930	20	2,402	
	増減率	3.8	2.5	2.3	5.7	50.0	46.6	27.3	17.9	2.3	2.4	
	23年度	3	188	0	0	0	0	0	0	3	188	
農業所得者	22年度	4	232	0	0	0	0	0	0	4	232	
辰未加待日	増減	1	44	0	0	0	0	0	0	1	44	
	増減率	25.0	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	19.0	
	23年度	3,554	173,965	603	115,554	49	25,226	81	90,176	4,287	404,921	
その他の所得者	22年度	3,438	170,289	610	119,600	56	27,711	82	94,167	4,186	411,767	
この原の川は日	増減	116	3,676	7	4,046	7	2,485	1	3,991	101	6,846	
	増減率	3.4	2.2	1.1	3.4	12.5	9.0	1.2	4.2	2.4	1.7	
	23年度	91	35,358	51	37,318	5	5,620	5	18,509	152	96,805	
譲渡所得等に係る	22年度	68	19,790	35	19,692	6	4,929	7	12,336	116	56,747	
分離課税者	増減	23	15,568	16	17,626	1	691	2	6,173	36	40,058	
	増減率	33.8	78.7	45.7	89.5	16.7	14.0	28.6	50.0	31.0	70.6	
	23年度	16,664	1,013,012	8,876	1,818,077	297	149,925	278	329,786	26,115	3,310,800	
合計	22年度	16,726	1,006,662	8,561	1,757,352	323	160,331	272	324,776	25,882	3,249,121	
	増減	62	6,350	315	60,725	26	10,406	6	5,010	233	61,679	
	増減率	0.4	0.6	3.7	3.5	8.0	6.5	2.2	1.5	0.9	1.9	

「市町村税課税状況等の調」

算出税額から税額控除して所得割額が決定されます。

市民税法人分

市民税法人分は、市内に事務所や事業所がある法人に課税する税金で、資本等の金額や市内の従業者数の区分に応じて納める均等割と、法人税の額に応じて納める法人税割とがあります。

平成23年度の法人の納税義務者数は1,356社で、前年度との比較では31社減少しました。

⁷月1日を基準としています。

市民税法人分納税義務者数の状況

法人等の区分	23年度	22年度	増減
資本等の金額が50億円を超え、従業者数が50人を超える法人等	10	9	1
資本等の金額が10億円を超え50億円以下で、従業者数が50人を超える法人等	5	6	1
資本等の金額が10億円を超え、従業者数が50人以下である法人等	91	94	3
資本等の金額が1億円を超え10億円以下で、従業者数が50人を超える法人等	10	11	1
資本等の金額が1億円を超え10億円以下で、従業者数が50人以下である法人等	53	58	5
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で、従業者数が50人を超える法人等	19	23	4
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で、従業者数が50人以下である法人等	177	180	3
資本等の金額が1千万円以下で、従業者数が50人を超える法人等	11	11	0
上記に掲げる法人等以外の法人等	980	994	14
法人でない社団等		1	1
合計	1,356	1,387	31

[「]市町村税課税状況等の調」

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在に固定資産(土地、家屋、償却資産)の所在する市町村が、その所有者に対して賦課する税金です。固定資産の価格を基礎として算出した課税標準額に税率を乗じて算定することとされています。法定免税点以上の土地、家屋、償却資産の状況は次のとおりです。

土地

土地の状況

		地積	決定価格	課税標準額	筆数	平均価格
		m²	千円	千円	筆	円 / ㎡
	23年度	47,425	146,529	47,903	99	3,090
l _⊞	22年度	47,417	155,194	48,255	99	3,273
"	増減	8	8,665	352	0	183
	増減率	0.0	5.6	0.7	0.0	5.6
	23年度	390,205	9,456,382	3,154,151	726	24,234
畑	22年度	393,034	10,560,224	3,328,205	737	26,868
	増減	2,829	1,103,842	174,054	11	2,634
	増減率	0.7	10.5	5.2	1.5	9.8
	23年度	5,387,550	422,117,151	155,388,523	21,327	78,350
宅地	22年度	5,372,338	442,542,864	155,778,237	21,191	82,374
	増減	15,212	20,425,713	389,714	136	4,024
	増減率	0.3	4.6	0.3	0.6	4.9
	23年度	71,602	2,104,978	1,454,499	98	29,398
山林	22年度	72,546	2,241,569	1,465,500	98	30,899
шит	増減	944	136,591	11,001	0	1,501
	増減率	1.3	6.1	0.8	0.0	4.9
	23年度	149,672	6,260,196	4,333,961	546	41,826
雑種地	22年度	161,690	7,643,860	5,052,542	555	47,275
ホ比イ宝 と	増減	12,018	1,383,664	718,581	9	5,449
	増減率	7.4	18.1	14.2	1.6	11.5
	23年度	6,046,454	440,085,236	164,379,037	22,796	72,784
合計	22年度	6,047,025	463,143,711	165,672,739	22,680	76,590
	増減	571	23,058,475	1,293,702	116	3,806
	増減率	0.0	5.0	0.8	0.5	5.0

[「]固定資産概要調書」

[「]市町村税課税状況等の調」は各年7月1日を基準としています。

[「]固定資産概要調書」は各年1月1日を基準としています。

田・畑には生産緑地を含みます。

家屋

		棟数	床面積	決定価格	平均価格
			m²	千円	円 / m²
	23年度	11,937	1,152,787	37,856,676	32,839
木造	22年度	11,904	1,141,690	36,557,720	32,021
小坦	増減	33	11,097	1,298,956	818
	増減率	0.3	1.0	3.6	2.6
	23年度	3,793	1,898,450	84,425,699	44,471
木造以外	22年度	3,790	1,887,333	82,916,049	43,933
小足以外	増減	3	11,117	1,509,650	538
	増減率	0.1	0.6	1.8	1.2
	23年度	15,730	3,051,237	122,282,375	40,076
合計	22年度	15,694	3,029,023	119,473,769	39,443
	増減	36	22,214	2,808,606	633
	増減率	0.2	0.7	2.4	1.6

[「]固定資産概要調書」

償却資産

		決定価格	課税標準額
		千円	千円
	23年度	8,290,827	8,186,573
構築物	22年度	8,304,298	8,184,328
伸 来彻	増減	13,471	2,245
	増減率	0.2	0.0
	23年度	41,465,985	41,236,792
機械及び装置	22年度	47,266,943	46,954,268
	増減	5,800,958	5,717,476
	増減率	12.3	12.2
	23年度	1,559,214	1,559,214
市市乃が電拠目	22年度	1,739,178	1,739,178
車両及び運搬具	増減	179,964	179,964
	増減率	10.3	10.3
	23年度	9,355,972	9,351,746
工具、器具及び備品	22年度	12,372,313	12,366,400
上共、 谷共及び 禰田	増減	3,016,341	3,014,654
	増減率	24.4	24.4
	23年度	7,415,437	6,952,933
総務大臣配分のもの	22年度	7,774,075	7,215,074
総物人民能力のもの	増減	358,638	262,141
	増減率	4.6	3.6
	23年度	99,503	99,503
都知事配分のもの	22年度	112,726	112,726
明が手町りのりの	増減	13,223	13,223
	増減率	11.7	11.7
	23年度	68,186,938	67,386,761
合計	22年度	77,569,533	76,571,974
	増減	9,382,595	9,185,213
	増減率	12.1	12.0

「固定資産概要調書」

[「]固定資産概要調書」は各年1月1日を基準としています。

[「]固定資産概要調書」は各年1月1日を基準としています。

国・都支出金の状況

国庫支出金は27億9,068万円で、 前年度と比較して 1 億 892 万円 (4.1%)の増加となりました。これは、制度改正により子ども手当交付金が増加したことや、生活保護費などの扶助費の増加によるものです。

都支出金は 28 億 5,082 万円で、 前年度と比較して 1 億 7,927 万円 (5.9%)の減少となりました。

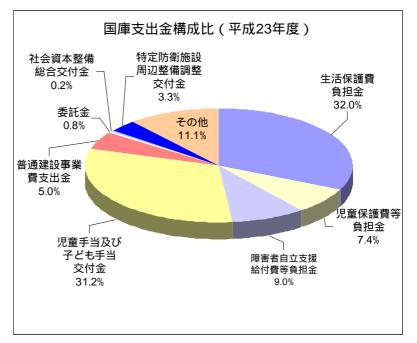
これは、私立保育園の施設整備に 伴う子育て支援対策臨時特例交付 金(安心こども基金)や待機児童解 消区市町村支援事業補助金などの 減少によるものです。

国、東京都においては、今後も引き続き補助金改革を進める方向であり、補助金の整理合理化、一括交付金化、補助率の見直しなどが進められることとなります。市の財政にも大きな影響が生じることから、その動向を注視するとともに、より一層財源確保のための努力が必要となります。

国・都支出金の状況

1	単位	千F	Д	%	١
	#11/	-	\neg.	70	.)

		23年度	22年度	増減額	増減率
国庫支出金		2,790,680	2,681,760	108,920	4.1
	生活保護費負担金	893,002	828,433	64,569	7.8
	児童保護費等負担金	207,541	208,021	480	0.2
ß	障害者自立支援給付費等負担金	249,870	220,366	29,504	13.4
	児童手当及び子ども手当交付金	871,726	827,625	44,101	5.3
Ī	普通建設事業費支出金	139,061	144,135	5,074	3.5
1	委託金	21,664	24,297	2,633	10.8
	社会資本整備総合交付金	4,530	26,135	21,605	82.7
4	寺定防衛施設周辺整備調整交付金	92,379	63,107	29,272	46.4
	その他	310,907	339,641	28,734	8.5
都支	出金	2,850,824	3,030,089	179,265	5.9
[国庫財源を伴うもの	844,635	985,531	140,896	14.3
	児童保護費等負担金	140,830	140,594	236	0.2
	障害者自立支援給付費等負担金	124,935	110,183	14,752	13.4
	児童手当及び子ども手当交付金	126,795	128,209	1,414	1.1
	普通建設事業費支出金	153,917	294,172	140,255	47.7
	委託金	3,047	42,030	38,983	92.8
	その他	295,111	270,343	24,768	9.2
i	都費のみのもの	2,006,189	2,044,558	38,369	1.9
	普通建設事業費支出金	165,472	286,875	121,403	42.3
	その他	1,840,717	1,757,683	83,034	4.7



3.歳出の状況

歳出決算総額は 202 億 7,475 万円で前年度と比較して 5,899 万円(0.3%)の増加となりました。

歳出の内容を分析するため、「目的別経費」と「性質別経費」の二つの分類方法により見ていきます。

目的別経費

目的別経費は、支出の目的により分類するものです。主な目的と決算額は下表のとおりです。

総務費は、庁舎省エネ改修工事などが減少したものの、財政調整基金の積立、電気バスの 導入などにより、3 億 9,084 万円の増加となりました。議会費も、議員共済会負担金などが 増加し、6,321 万円の増加となりました。

一方、土木費は、市道第 201 号線道路改修工事費、下水道事業会計繰出金などの減少により、2 億 4,637 万円の減少となりました。教育費は、スポーツセンター耐震改修工事等設計事業費、羽村第一中学校特別支援学級設置等事業費などが増加しましたが、前年度に松林小学校校庭整備・芝生化事業などが終了したことから、1 億 275 万円の減少となりました。商工費は、東日本大震災の影響により「花と水のまつり」を中止したことなどから、1,210 万円の減少となりました。

目的別経費の状況

(単位:千円、%)

区分	主な目的	23年度	22年度	増減額	増減率
議会費	議会運営	283,598	220,387	63,211	28.7
総務費	庁舎管理、徴税、戸籍などの市の行政運営	2,603,389	2,212,554	390,835	17.7
民生費	高齢者、児童、障害者などの福祉の充実	9,062,361	9,057,049	5,312	0.1
衛生費	市民の健康を守ること、ごみ処理など	2,263,602	2,256,490	7,112	0.3
労働費	勤労者の福祉、働く場の提供など	154,811	163,425	8,614	5.3
農林費	農業、畜産業の振興	29,967	30,630	663	2.2
商工費	商工業・観光の振興、消費者行政	220,567	232,668	12,101	5.2
土木費	道路、公園や市街地の整備	1,772,328	2,018,694	246,366	12.2
消防費	火災や地震などの災害に備えて	834,408	821,284	13,124	1.6
教育費	学校教育や文化・スポーツの振興	1,840,725	1,943,470	102,745	5.3
災害復旧費	災害によって生じた被害の復旧経費	0	0	0	0.0
公債費	借入れた市債の返済	1,208,998	1,259,110	50,112	4.0
諸支出金	その他の経費	0	0	0	0.0
歳出合計		20,274,754	20,215,761	58,993	0.3

平成 23 年度の主な支出

総務費・・・電気バス導入事業費、庁舎耐震診断調査事業費、第五次羽村市長期総合計画策定事業費、財政調整基金積立金

民生費・・・子ども手当支給事業費、私立保育園施設整備費補助金、福祉サービス総合事業費、生活保護費

衛生費・・・子宮頸がん予防ワクチン接種事業費、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種事業費、太陽光発電システム設置費助 成金、西多摩衛生組合負担金、福生病院組合負担金

農林費・・・無公害農業推進事業費

商工費・・・市内共通商品券発行事業費、企業活動支援事業費、商工会補助金

土木費・・・市道第 201 号線道路改修事業費、あきる野市道 548 号線道路拡幅事業費、(仮称)双葉町公園用地購入事業費

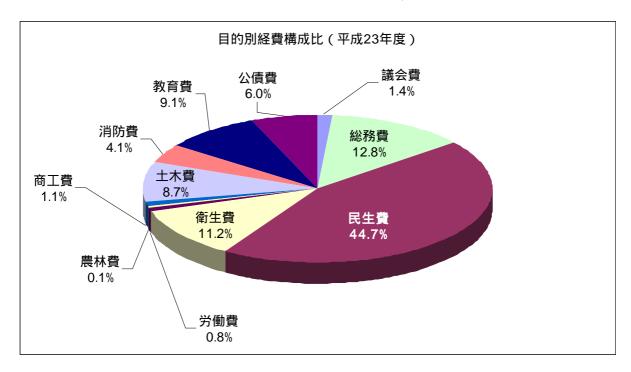
消防費・・・常備消防委託金、第五分団消防車購入費、防災行政無線固定系受信所音達エリア調査事業費

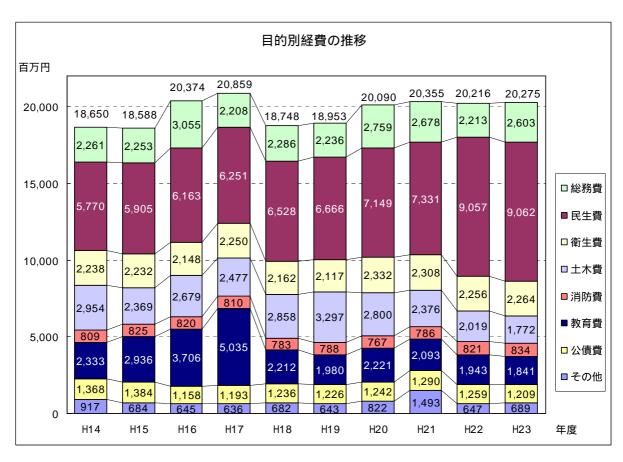
教育費・・・スポーツセンター耐震改修工事等設計事業費、羽村第一中学校特別支援学級設置等事業費、幼稚園就園奨励・ 保護者負担軽減事業費

目的別経費の構成比と推移

目的別経費の構成比の順位は、1位が民生費、2位が総務費、3位が衛生費となっており、 この3つで全体の6割以上を占めています。

推移を見ると、民生費が増加傾向にあることがわかります。





性質別経費

性質別経費は、支出した対象の経済的性質により分類するものです。

大きく義務的経費、投資的経費、その他の経費の3つに区分し、更に義務的経費として人件費、扶助費、公債費、その他の経費として物件費、維持補修費、補助費等、積立金、繰出金に分類されます。区分ごとの性質の内容と決算額は下表のとおりです。

性質別経費の状況

(単位:千円、%)

区分	性質	23年度	22年度	増減額	増減率
義務的経費	支出が義務づけられ任意に削減できない非弾力的経費	10,282,246	10,030,447	251,799	2.5
人件費	職員の給与や市議会議員の報酬などの人にかかる経費	3,632,210	3,602,547	29,663	0.8
扶助費	高齢者・児童・障害者などを援助するための経費	5,441,038	5,168,790	272,248	5.3
公債費	借入れた市債の返済金	1,208,998	1,259,110	50,112	4.0
投資的経費	支出効果が長期間に渡り、資本形成に役立つ経費	906,619	1,236,166	329,547	26.7
普通建設事業費	社会資本形成となるもので災害復旧事業費以外の建設事業費	906,619	1,236,166	329,547	26.7
災害復旧事業費	災害などにより被害を受けた施設などを原状に復旧する事業経費	0	0	0	0.0
その他の経費	義務的経費・投資的経費以外の経費	9,085,889	8,949,148	136,741	1.5
物件費	賃金、旅費、役務費、委託料などの消費的経費	2,946,475	3,023,004	76,529	2.5
維持補修費	市が管理する公共施設などを修繕・維持するための経費	94,148	111,062	16,914	15.2
補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合負担金など	2,985,598	3,167,226	181,628	5.7
積立金	特定の目的のために設けられた基金などに対する経費	494,626	116,153	378,473	325.8
投資・出資・貸付金	公益上の必要性などから出資などに要する経費	0	0	0	0.0
繰出金	特別会計に移動されて支出される経費	2,565,042	2,531,703	33,339	1.3
歳出合計		20,274,754	20,215,761	58,993	0.3

投資的経費は普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費からなります。災害復旧事業費、失業対策 事業費の支出はありませんでした。

人件費

人件費は36億3,221万円で、職員給与の地域手当などは減少しましたが、負担率の改正により共済組合等負担金が増加し、前年度と比較して2,966万円(0.8%)の増加となりました。 構成比(人件費比率)については、17.9%となり、前年度と比較して0.1ポイント増加しました。

扶助費

扶助費は54億4,104万円で、前年度と比較して2億7,225万円(5.3%)の増となりました。これは、子ども手当支給事業や私立保育園運営費、生活保護費の増加などによるものです。構成比は、26.8%で、歳出決算総額の4分の1以上を占めるものとなりました。

公債費

公債費は 12 億 900 万円で、前年度と比較して 5,011 万円 (4.0%) の減となりました。

投資的経費(普通建設事業費)

普通建設事業費は 9 億 662 万円で、前年度と比較して 3 億 2,955 万円 (26.7%) の減少となりました。

主な普通建設事業は、私立保育園施設整備費補助事業、羽村駅西口地区整備用地購入事業、 市道第 201 号線道路改修事業、(仮称)双葉町公園用地購入事業、電気バス導入事業、夜間 急患センター用地購入事業などです。

なお、災害復旧事業費は、ありませんでした。

物件費

物件費は29億4,648万円で、子宮頸がん予防ワクチン接種事業費、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種事業費などが増加した一方で、第1次・第2次の「緊急経済財政対策」に基づき、委託料の見直しや、需用費を中心に支出の抑制を図ったことなどにより、前年度と比較して7,653万円(2.5%)の減となりました。

補助費等

補助費等は29億8,560万円で、西多摩衛生組合などの一部事務組合負担金が減少したことなどにより、前年度と比較して1億8,163万円(5.7%)の減少となりました。このほか、市民活動センター運営費補助金、国・都支出金返還金などが減少したことにより、補助費等が減少しました。

なお、一部事務組合に対する負担金等は下表のとおりです。

一部事務組合に対する負担金等

(単位:千円、%)

区分	23年度	22年度	増減額	増減率
議員公務災害補償等組合	124	124	0	0.0
東京市町村総合事務組合	14,279	10,272	4,007	39.0
管理運営負担金	1,365	1,407	42	3.0
研修費負担金	3,734	4,219	485	11.5
消防運営負担金	9,180	4,646	4,534	97.6
瑞穂斎場組合	47,580	49,200	1,620	3.3
西多摩衛生組合	497,905	604,286	106,381	17.6
東京たま広域資源循環組合	154,631	149,948	4,683	3.1
羽村・瑞穂地区学校給食組合	236,812	243,238	6,426	2.6
福生病院組合	434,814	421,579	13,235	3.1
東京都後期高齢者医療広域連合	858	957	99	10.3
合 計	1,387,003	1,479,604	92,601	6.3

福生病院組合への負担金は、普通会計では法非適用公営事業負担金に整理されます。 東京都後期高齢者医療広域連合への負担金は、特別会計に繰出し後、支出しています。

積立金

積立金は 4 億 9,463 万円で、繰越金の一部を財政調整基金に積み立てたことなどにより、 前年度と比較して 3 億 7,847 万円 (325.8%) の大幅な増加となりました。

繰出金

他会計への繰出金は 25 億 6,504 万円で、療養給付 費などの増加により、国民 健康保険事業会計への繰出 金が増えたことなどから、 前年度と比較して、3,334 万円(1.3%)の増加となり ました。

特別会計に対する繰出金

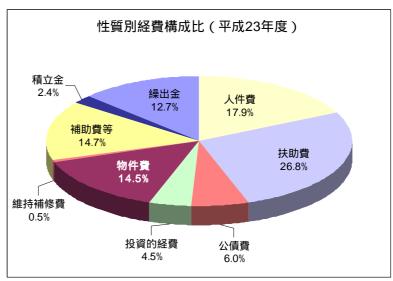
(単位:千円、%)

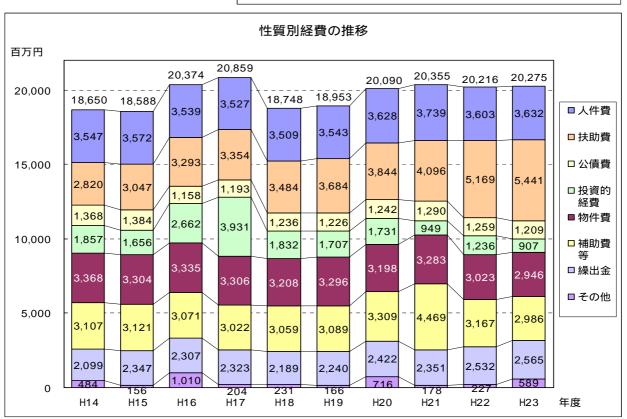
会 計 名	23年度	22年度	増減額	増減率
国民健康保険事業会計	1,144,872	1,110,361	34,511	3.1
老人保健医療会計	0	1,485	1,485	100.0
後期高齢者医療会計	360,038	339,398	20,640	6.1
介護保険事業会計	430,702	403,068	27,634	6.9
下水道事業会計	608,950	648,728	39,778	6.1
その他(介護サービス事業)	20,480	28,663	8,183	28.5
合 計	2,565,042	2,531,703	33,339	1.3

後期高齢者医療会計は、普通会計と一般会計では算出方法が異なります。 介護サービス事業会計は、普通会計では、その他に区分されます。

性質別経費の構成比と推移

性質別経費の構成比の順位は、 1 位が扶助費、2 位が人件費、3 位が補助費等となっています。





4.施設の状況

市には、生涯学習センター「ゆとろぎ」、コミュニティセンター、福祉センター、図書館、スポーツセンターなどの施設があります。これらは市民の皆様の福祉の向上、健康で文化的な生活の向上など様々な役割を果たしており、多くの方に利用されています。

しかし、自然休暇村、動物公園、スイミングセンターといった他市にないような独自の施設が充実していることにより、その維持、管理のために経常的な経費が大きくなっていることも事実です。

3つの施設の決算状況は以下のとおりとなります。自然休暇村とスイミングセンターは平成 18年度から、動物公園は平成 20年度から指定管理者が管理していますので、歳入(利用料)がありませんが、平成 22年度からは、動物公園駐車場の有料化による駐車場収入があります。

また、経常的な維持管理経費などは委託料に含まれていますが、施設の老朽化などに伴い、 市が行った施設修繕などは臨時的な歳出として区分しました。スイミングセンターの歳出が 前年度に比べ 3,107 万円減っている大きな要因は、市債(借金)の返済が終わったことによ るものです。年間を通じた運営費は、自然休暇村 7,332 万円、動物公園 9,622 万円、スイミ ングセンター6,893 万円となります。

施設の状況

(単位:千円)

			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自然休暇村	歳入		1,671	0	0	0	0
		経常	0	0	0	0	0
		臨時	1,671	0	0	0	0
	歳出		125,925	109,752	77,642	82,048	73,318
		経常	122,583	108,718	74,399	72,358	70,077
		臨時	3,342	1,034	3,243	9,690	3,241
	差引		124,254	109,752	77,642	82,048	73,318
動物公園	歳入		35,796	0	0	796	10,082
		経常	35,796	0	0	796	9,889
		臨時	0	0	0	0	193
	歳出		143,393	93,740	92,050	101,731	96,224
		経常	143,393	93,740	92,050	92,860	95,804
		臨時	0	0	0	8,871	420
	差引		107,597	93,740	92,050	100,935	86,142
スイミング	歳入		0	0	0	0	0
センター		経常	0	0	0	0	0
		臨時	0	0	0	0	0
	歳出		117,489	111,677	110,987	100,005	68,934
		経常	112,974	111,362	110,441	99,385	68,934
		臨時	4,515	315	546	620	0
	差引		117,489	111,677	110,987	100,005	68,934

【指定管理者制度】

市の設置する施設の管理はこれまで公共的団体などに限られていましたが、改正地方自治法(平成 15 年 9 月)により、民間企業や NPO 法人などに任せることができる指定管理者制度が施行されました。これにより、自然休暇村、農産物直売所、弓道場、水上公園、スイミングセンター、動物公園について指定管理者制度を導入しました。今後、この指定管理者制度の活用や、施設のあり方の見直しなどを行い、より一層のサービスの向上やコストの縮減を図っていきます。

5.基金の状況

基金は、一般家庭の「預金」にあたります。将来の財政運営に備えて積み立てておき、年度間の財源調整や計画事業の実現などに活用しています。

基金の状況

平成 23 年度末の基金残高は 45 億 2,097 万円で、前年度末に比較して 3 億 4,106 万円の増加となりました。

財政調整基金は、当初予算において 7 億 3,052 万円を繰り入れましたが、第 1 次・第 2 次の「緊急経済財政対策」に取り組んだことにより、全額を繰り戻し、さらに 3 億 7,378 万円を積み立てることができ、平成 23 年度末の残高は、20 億 1,921 万円となりました。

また、特定目的基金については、それぞれの事業執行のため 1 億 5,357 万円を取り崩した一方で、羽村駅西口都市開発整備基金への積み立てなどを行った結果、平成 23 年度末の残高は、24 億 9,961 万円となりました。

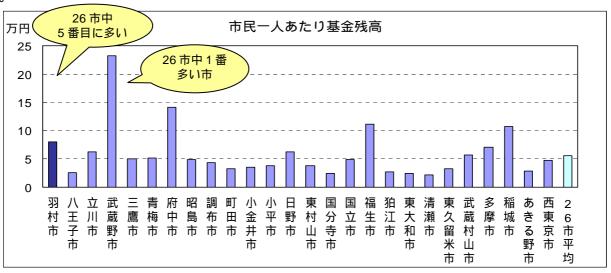
基金の状況

(単位:千円)

	Ħ			22年度末	23年度	増減額	端数	23年度末	取	崩	額			途	
	基	並	1	√li	残高	積立額	取崩額	調整	残高	ДX	別	嗀	の	汉	述
財	政調整基金				1,645,434	373,776	0	1	2,019,211						
減	債基金				2,142	5	0	0	2,147						
特	定目的基金				2,532,337	120,845	153,567	2	2,499,613						
	公共施設整	備基金			487,444	1,039	16,300	0	472,183	道路補	修委記	モ料な	ど		
	福祉のまち	づくり	基金		379,477	824	76,500	1	303,800	私立保	育園的	 色設整	備費褔	助金	など
	廃棄物処分	地関連:	環境整備基	金	150,785	321	284	1	150,823	旧廃棄	物処タ	分地管	理経費	ŧ	
	羽村駅西口	都市開	発整備基金	È	1,082,572	13,675	0	0	1,096,247						
	緑化推進基	金			49,264	105	349	1	49,019	生垣等:	緑化則	加成金	など		
	教育振興基	金			287,626	963	5,045	0	283,544	特色あ	る学校	交づく	リ交付	付金な	ど
	健康で安心	して暮	らせるまち	ちづくり基金	95,169	103,918	55,089	1	143,997	ヘルス	アッフ	プ健診	委託米	ねど	
	Ē	合	計		4,179,913	494,626	153,567	1	4,520,971						

市民一人あたりの基金残高

平成 23 年度末の市民一人あたりの基金残高は、8 万 555 円 (26 市平均 5 万 6,208 円)です。



[「]市町村決算状況調査結果」(東京都総務局行政部市町村課)

6. 市債の状況

市債は、一般家庭の「借金(ローン)」にあたります。

公共施設などの大規模な建設事業を行う場合には、多額の費用を必要とするため、借入れを行い長期間にわたり返済するものです。市債には財源を補う目的のほかに、将来その公共施設などを利用する人にも公平に負担していただくという目的(世代間負担の公平)もあります。

市債の状況

市債の借入額は9億7,500万円で、内訳は下記のとおりです。

臨時財政対策債の借入れは、前年度比1億円減の8億円を借り入れました。

市では、厳しい財政状況の中ではありますが、計画的に市債の借入れを行い、財源として 有効に活用しています。

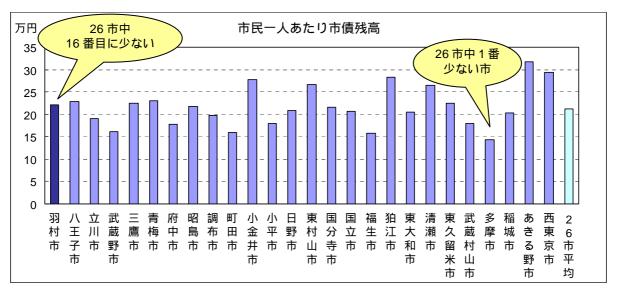
市債の状況

		(単位:千円)
22年度末残高	Α	12,493,602
23年度借入額	В	975,000
23年度元利償還額		1,208,998
うち元金償還額	С	1,015,258
うち利子償還額		193,740
23年度末残高	A+B-C	12,453,344

23 年度借入額内訳(単位:千円)夜間急患センター用地取得事業債32,000臨時財政対策債800,000羽村駅西口土地区画整理事業債143,000

市民一人あたりの市債残高

平成 23 年度末の市民一人あたりの市債残高は、22 万 1,894 円(26 市平均 21 万 1,557 円)です。



[「]市町村決算状況調査結果」(東京都総務局行政部市町村課)

7. 普通交付税の状況

普通交付税制度は、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、住民が標準的なサービスを受けられるようにするため、国が徴収した税(所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税)の一定割合を地方自治体に配分するものです。

国の一定のルールに基づき算定された「基準財政需要額」と「基準財政収入額」の差により、普通交付税の交付・不交付が決定されます。普通交付税は、基準財政需要額より基準財政収入額が少ない場合は差額分を補うために交付されますが、多い場合は交付されません。

平成 23 年度普通交付税の状況

平成 23 年度は、当初算定では基準財政需要額が生活保護費・保健衛生費などの増により、4,900 万円あまり増加し、基準財政収入額が固定資産税償却資産分をはじめとした市税の減少などにより、9,900 万円

普通交付税算定結果(再算定後)

(単位:千円)

	23年度	22年度	増減額
基準財政収入額	7,601,267	7,689,686	88,419
基準財政需要額	8,076,534	8,014,883	61,651
財源超過額	475,267	325,197	150,070
普通交付税交付額	475,267	325,197	150,070

あまり落ち込みました。羽村市の平成 23 年度の臨時財政対策債の発行可能額は、人口基礎方式と財源不足額基礎方式の 2 つの方式あわせて、8 億 6,328 万円となりました。この結果、臨時財政対策債振替後の基準財政需要額と基準財政収入額との差引きでは、4 億 7,477 万円の財源不足額が生じ、同額の交付決定を受け、前年度に引き続き「交付団体」となりました。

その後、「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立し、児童 手当及び子ども手当特例交付金の交付額が変更決定されたことに伴い再算定が行われ、再算 定後の交付額は 4 億 7.527 万円となりました。

8.主な財政指標

市の財政状況を示す主な財政指標は次のとおりです。この中から経常収支比率、公債費負担比率、財政力指数を取り上げて分析を行います。

主要指標一覧

		23年度	22年度	増減
実質収支	(千円)	444,112	488,763	44,651
実質収支比率	(%)	4.0	4.3	0.3
経常収支比率	(%)	95.1	97.5	2.4
公債費比率	(%)	5.4	6.1	0.7
実質公債費比率	(%)	4.9	4.8	0.1
起債制限比率	(%)	5.3	5.5	0.2
公債費負担比率	(%)	8.5	8.8	0.3
財政力指数	3 力年	0.995	1.055	0.060
光江ルメノコゴ日女人	単年度	0.941	0.959	0.018
標準財政規模 (千円)		11,151,641	11,284,809	133,168

P18、19、20 における 26 市平均の出典…「市町村決算状況調査結果」(東京都総務局行政部市町村課)・「平成 23 年度東京都市町村普通会計決算の概要」(同平成 24 年 9 月 6 日報道発表資料)および「平成 23 年度決算に基づく都内区市町村等の健全化判断比率等の概要(確報)」(同平成 24 年 11 月 27 日)

経常収支比率

財政の弾力性を示す経常収支比率は、 前年度と比較して 2.4 ポイント改善し、 95.1%となりました。比率算定の分子と なる経常経費充当一般財源を見ると、第 1次・第2次の「緊急経済財政対策」に 基づく物件費・補助費等の縮減や経常経 費充当特定財源の増により、前年度と比 較し3億610万円(2.6%)減の113億 7,530万円となりました。また、分母で ある経常一般財源等は、市税、普通交付 税などは増加しましたが、臨時財政対策



債が減少したため、前年度と比較し、1,497 万円 (0.1%) 減の 119 億 6,166 万円となり、これらの要因により経常収支比率が改善されました。

今後も少子高齢社会を背景に、扶助費などの経常的経費の増加が見込まれますが、行財政 改革を通じ、効率的な財政運営を図り、比率の縮減に努めていきます。

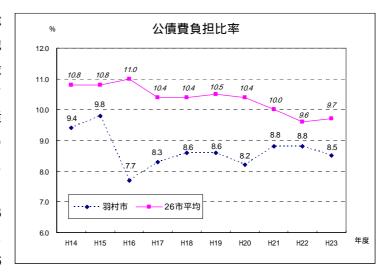
算式 = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源等 × 100 (%)

減税補てん債(H14~18) 減収補てん債(H19~23) 臨時財政対策債を含む

公債費負担比率

公債費負担比率は、一般財源の総額に対し、これまでに借り入れた地方債の元利償還金に充てられた一般財源(公債費充当一般財源等)が占める割合です。この比率は財政構造の弾力性を見る尺度の一つで、15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号とされています。

公債費負担比率は、前年度から 0.3 ポイント低い 8.5%となり、依然として低い数値を維持しています。26 市の平均は 9.7%となっています。



今後も公債費が市財政を圧迫しないよう計画的な借入れに努めます。

算式 = 公債費充当一般財源等 ÷ 一般財源総額 ×100(%)

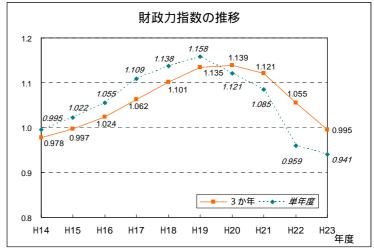
歳出総額充当一般財源等+歳計剰余金充当一般財源等

財政力指数

財政力指数は、財政力を表す指標です。普通交付税算定の基礎となる基準 財政収入額を基準財政需要額で除した財政力指数(単年度)は、0.941となり、前年度に引き続き普通交付税の交付団体となりました(財政力指数が1を下回ると、普通交付税の交付団体となります)。

過去 3 年間の平均の財政力指数は 0.995 となりました。

26 市の中では 3 か年平均で高い方 から 12 番目、単年度は 13 番目となっています。



算式 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

9. 健全化判断比率 資金不足比率

制度の概要

平成 19 年 6 月、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設けることなどにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

この法律に基づく「健全化判断比率」および「資金不足比率」については、平成 19 年度決算から算定し、監査委員の審査を行い議会に報告するとともに、公表することとなっています。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合または資金不足比率が経営 健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画などを策定し、計画的 に健全化に向けて取り組まなければなりません。

なお、この財政健全化計画などの策定義務は、平成20年度決算から適用されています。

健全化判断比率

健全化判断比率は、一般会計等の実質赤字の比率を示す「実質赤字比率」、全ての会計の実質赤字の比率を示す「連結実質赤字比率」、公債費および公債費に準じた経費の比重を示す「実質公債費比率」、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負担を捉えた比率である「将来負担比率」の4指標であり、平成23年度決算における数値は下表のとおりで、いずれの比率も早期健全化基準以下となっています。

(単位:%)

区分	22年度		23年度	
	22年反	比率	早期健全化基準 1	財政再生基準 2
実質赤字比率	•	-	13.16	20.00
連結実質赤字比率	連結実質赤字比率		18.16	30.00
実質公債費比率	質公債費比率 4.8		25.0	35.0
将来負担比率	2.2	-	350.0	

(単位:%)						
26市平均						
22年度	23年度					
ı	ı					
ı	ı					
3.1	2.5					
7.6	6.8					

実質赤字比率および連結実質赤字比率については、赤字額がないため「 - 」となります。

また、平成23年度の将来負担比率については、将来負担額がないため「-」となります。

- 1 早期健全化基準(イエローカード)
 - 4 指標のいずれかがこの基準値以上になると「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画」の策定が義務付けられ、議会の議決を経て定め、都知事(国)へ報告することになります。
- 2 財政再生基準 (レッドカード)
 - 3 指標のいずれかがこの基準値以上になると「財政再生団体」となり、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、議会の議決を経て定め、都知事を経由して総務大臣へ報告することになります。

実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額の、標準的な収入(標準財政規模)に対する割合です。これにより、財政の規模に対して単年度の実質的な赤字額がどのくらいの割合を占めているかわかります。

前年度に引き続き、今年度の実質赤字比率はありません。

算式 = 一般会計等の実質赤字額 ÷ 標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む) (一般会計等は、一般会計及び羽村駅西口土地区画整理事業会計です。)

連結実質赤字比率

一般会計に各特別会計の実質赤字額、公営企業の資金不足額を加えた、市の全会計の実質 的な赤字額の、標準的な収入(標準財政規模)に対する割合です。これにより、全会計を合 算した単年度の赤字の状況について見ることができます。

前年度に引き続き、今年度の連結実質赤字比率はありません。

算式 = 連結実質赤字額 ÷ 標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)

実質公債費比率

一般会計等が負担する実質的な返済額(元利償還金および準元利償還金)の、標準的な収入(標準財政規模)に対する割合で、3か年間平均により表します。

今年度の実質公債費比率は、前年度の4.8%から0.1ポイント増えて4.9%となりました。

実質公債費比率の推移

(単位:%)

区分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
実質公債費比率	5.1	4.9	4.8	4.8	4.9

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、平成 19 年度から算定方法が変更となりました。

A:地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B:地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C:元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源

D:地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に 算入された額(「算入公債費の額」)および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額 の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

E:標準的な規模の収入の額(「標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)」)

将来負担比率

市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一部事務組合等負担等見込額、退職手 当負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準的な収入(標準財 政規模)に対する割合比率です。

前年度の将来負担比率は2.2%でしたが、今年度はありません。これは、下水道事業会計 や西多摩衛生組合の地方債償還が進んだこと、福生病院組合の負担割合が下がったことな どにより、将来負担比率の算定項目である将来負担額の一部である公営企業債等繰入見込 額および組合等負担等見込額が大幅に減少したことなどによるものです。

A:将来負担額(~の合計額)

地方債の現在高 債務負担行為に基づく支出予定額 公営企業債等繰入見込額

組合等負担等見込額 退職手当負担見込額 設立法人の負債額等負担見込額

連結実質赤字額 組合等の連結実質赤字額負担見込額

B:充当可能財源等(~の合計額)

充当可能基金 充当可能特定歳入 基準財政需要額算入見込額

C:標準的な規模の収入の額(「標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)」)

D:算入公債費等(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

資金不足比率

公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額を示す比率が資金不足比率です。

市で対象となる企業会計は、水道事業会計および下水道事業会計であり、前年度に引き続き今年度の資金不足比率はありません。

(単位:%)

区 分	23 年度	経営健全化基準 3
水道事業会計		20.0
下水道事業会計		20.0

3 経営健全化基準

資金不足比率がこの基準値以上になると「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」の策定が義 務付けられ、議会の議決を経て定め、都知事を経由して総務大臣へ報告することになります。

算式 = 資金の不足額 ÷ 事業の規模

財務書類から見た羽村市の財政状況

市の会計は、一般家庭の家計簿と同様に、実際のお金の出入りを歳入と歳出に単純に分けた現金主義の会計方式を採用しています。これは法律に基づいたものですが、お金の出入りの記録だけでは、市の資産や負債の状況がどうなっているのか、実際に市行政に年間どのくらいコストがかかっているかという情報がわかりにくいものとなっています。

このような会計方式では明確に示されていない資産や負債などの情報を補うため、また市民の皆さんへのアカウンタビリティ(説明責任)を果たすため、平成 10 年度から発生主義に基づく会計手法を導入し、「バランスシート(貸借対照表)」、「行政コスト計算書(損益計算書)」、「キャッシュ・フロー計算書」などを作成してきました。また、平成 20 年度決算からは総務省方式改訂モデルによる財務書類 4 表 (貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書)を作成しました。

資産・負債の状況を把握し、コスト意識を持つことにより、健全な財政運営や限りある財源の中でより良いサービスの提供に役立てています。

作成にあたっては普通会計を対象としており、平成 18 年 8 月に総務省が通知した指針「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」における「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」による方式を採用しています。

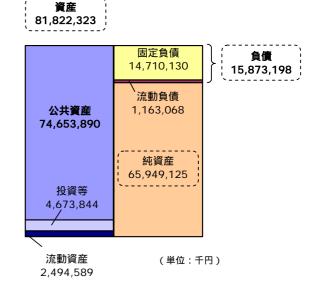
1.貸借対照表

貸借対照表は、年度末における資産、負債などの状況をひとつの表にまとめたものです。市が住民サービスを提供するために保有している財産(資産)と、その資産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを表示した一覧表です。「資産=負債+純資産」となり、左右が一致している表となっていることから「バランスシート」とも呼ばれます。

平成 23 年度貸借対照表

平成 23 年度の貸借対照表は次ページのとおりです。(右図は概要です。)

また、一人あたりの貸借対照表は 26 ページです。 平成 23 年度は、資産が 818 億 2,232 万円、負債が 158 億 7,320 万円、純資産が 659 億 4,912 万円とな りました。



貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

総務省方式改訂モデル

(単位:千円)

借方		貸	方
[資産の部]		[負債の部]	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1)地方債	11, 419, 224
①生活インフラ・国土保全29, 304, 309_		(2) 長期未払金	
②教育 26, 557, 402		①物件の購入等)
③福祉 5, 215, 822		②債務保証又は損失補償 ()
④環境衛生 2, 339, 801		③その他 22,500	<u></u>
⑤産業振興 418, 261		長期未払金計	22, 500
⑥消防 687, 177		(3) 退職手当引当金	3. 268. 406
⑦総務 8,938,617		(4) 損失補償等引当金	0
有形固定資産合計 73, 461,	389	固定負債合計	14, 710, 130
(2) 売却可能資産 1,192,		回た見供口印	14, 710, 100
	74, 653, 890	2 流動負債	
公共資産合計	74, 000, 090		1 024 100
0 40 74 74		(1) 翌年度償還予定地方債	1, 034, 120
2 投資等		(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)	0
(1) 投資及び出資金		(3) 未払金	19, 153
①投資及び出資金 60, 160		(4) 翌年度支払予定退職手当	0
②投資損失引当金 0		(5) 賞与引当金	109, 795
投資及び出資金計60,	160	流動負債合計	1, 163, 068
(2) 貸付金	0		
(3) 基金等	-	負 債 合 計	15, 873, 198
①退職手当目的基金0			
②その他特定目的基金 2,499,613			
③土地開発基金 0			
④その他定額運用基金 0		「純資産の部]	
⑤退職手当組合積立金 1,760,288		1 公共資産等整備国県補助金等	15, 358, 931
基金等計 4, 259,	901	- 公八東座寺正備日水 均並寺	10, 000, 001
(4) 長期延滞債権 400,		2 公共資産等整備一般財源等	54, 797, 535
(5) 回収不能見込額 △ 46,		2 公只員座守正備 胶剂 亦守	04, 707, 333
(5) 凹収个能克込額 <u>Δ 40,</u> 投資等合計	4, 673, 844	3 その他一般財源等	A 5 017 714
汉其守口司	4, 073, 844	○ (い吧────────────────────────────────────	<u> </u>
2		4 答在现伍美妇	010 070
3 流動資産		4 資産評価差額	810, 373
(1) 現金預金		(+;	25
①財政調整基金 2,019,211		★ 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	65, 949, 125
②減債基金 2,147			
③歳計現金 444, 112			
現金預金計 2, 465,	4/0		
(2) 未収金			
①地方税 22,002			
②その他 7,167			
③回収不能見込額 △ 50			
未収金計 29,	119		
流動資産合計	2, 494, 589		
資 産 合 計	81, 822, 323	負 債 · 純 資 産 合 計	81, 822, 323
※1 他団体及び民間への支出金により形成された資産	①生活インフラ・		
	②教育	0 千円	
	③福祉	934, 942 千円	
	④環境衛生	12, 224 千円	
	⑤産業振興	32, 139 千円	
	⑥消防		
	⑦総務	0 千円	
	計	997, 806 千円	
上の支出金に充当された財源	①国県補助金等	742, 933 千円	
	②地方債	0 千円	
	③一般財源等	254, 873 千円	
	計	997, 806 千円	
※2 債務負担行為に関する情報		808, 105 千円	
A 2 頂切貝担刊前に因する情報	①物件の購入等 ②債務保証又は損		
	(うち共同発行地 ③その他	方債に係るもの) 千円) 941,783 千円	

③その他 ※3 地方債残高(翌年度償還予定額を含む)のうち12,880,321千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

		[内訳]			
項目	金額	負債計上	注記		
- 人	並領	【(翌年度償還予定) 地方債・(長期)未払 金・引当金】	【契約債務 · 偶発債務】		
普通会計の将来負担額	21, 037, 163 千円				
[内訳] 普通会計地方債残高	12, 453, 344 千円	12, 453, 344 千円			
債務負担行為支出予定額	307, 686 千円	千円	307, 686 千円		
公営事業地方債負担見込額	4, 142, 234 千円		4, 142, 234 千円		
一部事務組合等地方債負担見込額	2, 625, 782 千円	_	2, 625, 782 千円		
退職手当負担見込額	1, 508, 117 千円	1,508,117 千円			
第三セクター等債務負担見込額	0 千円	千円	0 千円		
連結実質赤字額	0 千円		0 千円		
一部事務組合等実質赤字負担額	0 千円		0 千円		
基金等将来負担軽減資産	22, 388, 517 千円				
[内訳] 地方債償還額等充当基金残高	4, 511, 248 千円				
地方債償還額等充当歳入見込額	4, 996, 948 千円				
地方債償還額等充当交付税見込額	12, 880, 321 千円				
(差引)普通会計が将来負担すべき実質的な負債	△ 1,351,354 千円				

※5 有形固定資産のうち、土地は26,818,962千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は48,005,112千円です。

貸借対照表の説明

	#	恶	

1 公共資産 市が保有する土地、建物、道路、公園などの不動産および車両、コンピュータなどの動産を 行政目的別に区分して計上しています。

(1) 有形固定資産 長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるものです。具体的には、土地、

建物、機械装置などが該当します。

(2) 売却可能資産 公共資産のうち、遊休資産や未利用資産など行政目的のために使用されていない資産を表

しています。

2 投資等 出資金や貸付金、基金、回収期限が到来してから1年以上回収できていない債権などの資産を

計上しています。

(1)投資及び出資金 財団法人や社団法人などへの出資金・出えん金です。

(2)貸付金 市が第三者に貸付を行っている金額です。

(3)基金等 将来の目的に備え、預金などで保有している積立金です。

主なものには公共施設整備基金、福祉のまちづくり基金、教育振興基金などがあります。

退職手当組合積立金は、市の持分相当額を計上しています。

(4)長期延滞債権 回収期限から1年以上回収できていない債権などを計上しています。

(5)回収不能見込額 貸付金および長期延滞債権のうち回収不能となることが見込まれる金額を表しています。

債権ごとに過去の回収不能実績などから算定しています。

3 流動資産 現金、預金および一年以内に現金化することが可能な資産を計上しています。

(1) 現金預金 財政調整基金:将来の資金不足に備えて、預金などで保有している積立金です。

減債基金:将来の地方債償還に備えて、預金などで保有している積立金です。

歳計現金:年度末に市が保有している現金および預金です。

(2)未収金 年度末までに滞納などにより回収できなかった税金、その他分担金・負担金、使用料など

です。回収期限から1年未満のものを計上しています。

[負債の部]

1 固定負債 1 年を超えて支出が予定される地方債や職員に対する退職手当予定額を固定負債として計上して

います。

(1)地方債 市が借入れた地方債のうち、翌々年度以降に返済が予定される金額です。

(2)長期未払金 物件の引渡しやサービスの提供を受けたものについて支払っていない金額です。

1年を超える部分が長期未払金で、翌年度に支払う部分は未払金(流動負債)となります。

(3)退職手当引当金 将来職員が退職した時点で支払う必要がある金額です。

2 流動負債 1年以内に支出が予定されるものを計上しています。

(1)翌年度償還予定額 市が借入れた地方債のうち、翌年度中に返済が予定される金額です。

(5) 賞与引当金 翌年度に支給される賞与のうち当年度に発生した部分です。

[純資産の部]

1 公共資産等整備国県補助金等 公共資産を取得した財源のうち、国・都道府県から補助を受けた部分です。

2 公共資産等整備一般財源等 公共資産を取得した財源のうち、上記および地方債を除いた部分です。

3 その他一般財源等 翌年度以降に自由に使用できる財源です。

4 資産評価差額 売却可能資産の取得価額と売却可能価額の差額などです。

バランスシート2期比較

バランスシート2期比較

(単位:千円)

	23年度	22年度	増減額
1 公共資産	74,653,890	76,221,206	1,567,316
(1)有形固定資産	73,461,389	74,905,644	1,444,255
生活インフラ・国土保全	29,304,309	29,642,225	337,916
教育	26,557,402	27,278,025	720,623
福祉	5,215,822	5,433,836	218,014
環境衛生	2,339,801	2,464,308	124,507
産業振興	418,261	428,635	10,374
消防	687,177	672,922	14,255
総務	8,938,617	8,985,693	47,076
(2)売却可能資産	1,192,501	1,315,562	123,061
2 投資等	4,673,844	4,433,396	240,448
(1)投資及び出資金	60,160	60,160	0
(2)貸付金	0	0	0
(3)基金等	4,259,901	3,987,645	272,256
(4)長期延滞債権	400,355	444,100	43,745
(5)回収不能見込額	46,572	58,509	11,937
3 流動資産	2,494,589	2,180,707	313,882
(1)現金預金	2,465,470	2,141,917	323,553
(2)未収金	29,119	38,790	9,671
資産合計	81,822,323	82,835,309	1,012,986

	23年度	22年度	増減額
1 固定負債	14,710,130	14,474,999	235,131
(1)地方債	11,419,224	11,478,343	59,119
(2)長期未払金	22,500	41,655	19,155
(3)退職手当引当金	3,268,406	2,955,001	313,405
(4)損失補償等引当金	0	0	0
2 流動負債	1,163,068	1,163,226	158
(1)翌年度償還予定地方債	1,034,120	1,015,259	18,861
(2)短期借入金	0	0	0
(3)未払金	19,153	38,112	18,959
(4)翌年度支払予定退職手当	0	0	0
(5)賞与引当金	109,795	109,855	60
負債合計	15,873,198	15,638,225	234,973
1 公共資産等整備国県補助金等	15,358,931	15,676,396	317,465
2 公共資産等整備一般財源等	54,797,535	55,695,007	897,472
3 その他一般財源等	5,017,714	4,983,726	33,988
4 資産評価差額	810,373	809,407	966
純資産合計	65,949,125	67,197,084	1,247,959
負債・純資産合計	81,822,323	82,835,309	1,012,986

前年度の貸借対照表と比較すると、資産全体では 10 億 1,299 万円減少しました。 有形固定資産は、14 億 4,426 万円減少しました。平成 23 年度に取得した有形固定資産の 額よりも、既に保有している有形固定資産の減価償却費が大きかったためです。

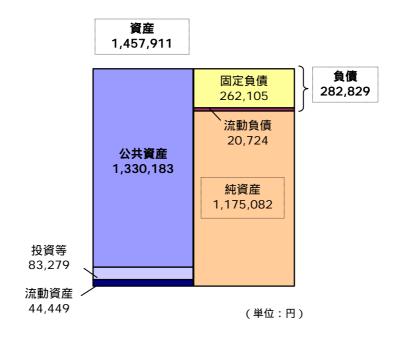
売却可能資産は、土地の売却や評価額の減額により1億2,306万円減少しました。流動資産は、財政調整基金の積み増しなどにより3億1,388万円増加しました。

負債は、2億3,497万円増加しました。これは、普通会計が退職手当を負担すべき職員の区分を見直したことにより、退職手当引当金が3億円あまり増加したためです。この見直しに伴い、投資等のうち退職手当組合積立金もほぼ同額が増加しています。

こうした資産と負債の増減により、差引である純資産は12億4,796万円減少しました。



一人あたり貸借対照表



たとえば...

市民一人あたり貸借対照表の数字を一般家庭に置きかえて考えてみます。

車を一台所有しているとします。所有している車の現在の価値は 133 万 183 円 (公共 資産)です。購入してから月日が経っているため、購入当時よりも価値が下がっています。 次に新車に買い替えるために積立定期預金をしており、8 万 3,279 円 (投資等)あります。 また、すぐに引き出せる普通預金と手持ちの現金が 4 万 4,449 円 (流動資産)あり、全て を合計すると 145 万 7,911 円です (資産)。一方で、車のローンが 28 万 2,829 円 (負債)残っており、うち 2 万 724 円は翌年度中に返済しなくてはなりません (流動負債)。

仮に、この時点で車を売り払って、残ったローンを全て返済し、預金をすべて現金化した とすると、差引 117 万 5,082 円 (純資産) が手元に残ります。



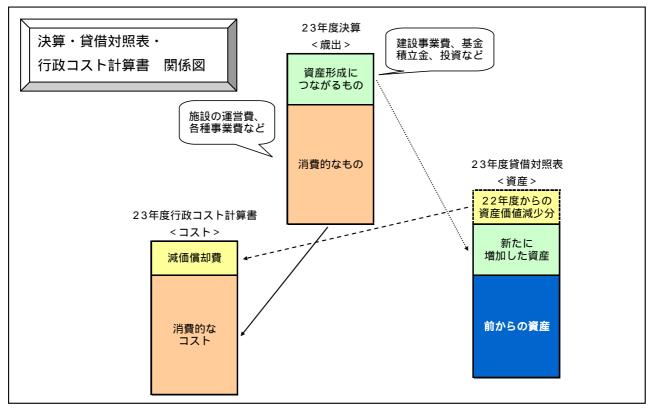
2.行政コスト計算書

行政コスト計算書は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政サービスを提供するために、どの分野にどのような形でコスト(費用)がかかり、それをどのような財源で賄ったかを表すものです。貸借対照表から得られる資産情報だけでなく、資産形成以外の行政サービスに費やされたコスト情報を把握できます。また、コストと収益を比較することで、財政運営の状況がわかります。

コストの考え方

コストとは、単純に決算での歳出を指しているわけではありません。決算のうち、資産形成につながった支出は貸借対照表の資産に計上され、それ以外の消費的な支出が行政コスト計算書に計上されます。資産形成につながった支出は、支出ではありますが行政コストにはなりません。資産形成のために現金を支出した場合、現金は減ってもそれは資産へと形を変えただけであって、価値は変わらず、コストは発生していないと考えます。

支出面から見た決算と貸借対照表、行政コスト計算書の関係は次のとおりです。



また、行政コスト計算書では、「減価償却費」という費用が計上されています。資産は保有 しているうちに古くなったり性能が落ちたりして価値が下がっていきます。その価値の減っ た分を費用として捉え、減った時点で減価償却費として行政コスト計算書に計上するもので す。

その他、決算では基金への積立は支出、取崩しは収入として扱われますが、これは資産の 増減に関わるものなので行政コスト計算書には計上されず、貸借対照表へ計上されます。資 産は増減しますが、コストの面では変化はありません。



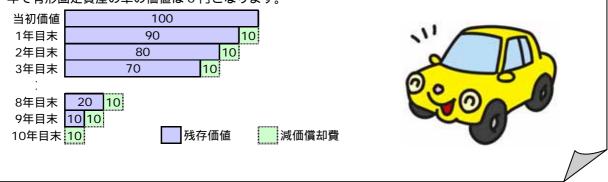
減価償却費と行政コスト計算書、貸借対照表についてわかりやすく整理しましょう。 1年前に100万円の新車を購入したとします。

この車は 10 年で価値がなくなるものだとすると、1 年ごとに 10 分の 1 ずつ価値が減っていくことに なります。そうすると、1 年間に減少した価値分の 10 万円 (取得価格の 10 分の 1) が 1 年間の費用と して、行政コスト計算書に計上されます。これが減価償却費です。

この他に、車を維持するためにはさまざまな費用がかかります。ガソリン代や自動車税、修繕費などは、 1年間に消費される支出ですから、これらも行政コスト計算書に計上されることになります。

一方で、車は資産ですので、貸借対照表に有形固定資産として計上されます。この 1 年間で価値は 10 万円減りましたので、計上されるのは 90 万円 (取得価格の 10 分の 9) となるのです。

次の年には、行政コスト計算書でまた減価償却費が 10 万円計上され、貸借対照表では有形固定資産に 80 万円計上されます。このように、10 年間で合わせて 100 万円の減価償却費が計上され、最終的に 10 年で有形固定資産の車の価値は 0 円となります。



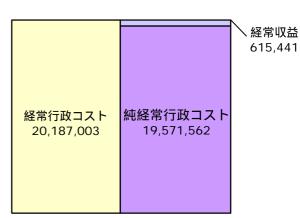
平成 23 年度行政コスト計算書

平成 23 年度の行政コスト計算書は次ページのとおりです。(右図は概要です。)

資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するために要した経費の金額を経常行政コストで表し、使用料・分担金など主に行政サービス提供の対価として得られた受益者負担を経常収益で表しています。行政サービスを提供するうえで最も重要な財源である税収は経常経費には含めないため、経常行政コストと経常収益を比較すると大幅なコスト超過となっています。

平成23年度の行政コスト計算書を見てみると、

(単位:千円)



経常行政コスト 201 億 8,700 万円に対して経常収益が 6 億 1,544 万円であり、純経常行政コストが 195 億 7,156 万円となり大幅なコスト超過となっています。これは民間企業の損益計算書でいう利益の考え方とは異なり、資産形成に結びつかない行政サービスを提供する費用から、受益者負担などを差し引いた額について、地方税などの一般財源で賄わなければならないコストとして表しているものです。

行政コスト計算書

(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)

【経常行政コスト】

		総 額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
	(1)人件費	3, 144, 316	15. 6%	219, 754	473, 630	738, 034	174, 969
1	(2)退職手当引当金繰入等	386, 464	1. 9%	27, 014	58, 202	90, 703	21, 526
'	(3)賞与引当金繰入額	109, 795	0. 5%	7, 675	16, 535	25, 769	6, 115
	小計	3, 640, 575	18. 0%	254, 443	548, 367	854, 506	202, 610
	(1)物件費	2, 912, 861	14. 4%	364, 517	726, 196	259, 420	735, 633
2	(2)維持補修費	94, 148	0. 5%	28, 035	30, 390	5, 534	20, 601
_	(3)減価償却費	2, 135, 247	10. 6%	827, 450	737, 948	218, 014	164, 755
	小 計	5, 142, 256	25. 5%	1, 220, 002	1, 494, 534	482, 968	920, 989
	(1)社会保障給付	5, 441, 038	27. 0%		64, 498	5, 376, 540	
	(2)補助金等	2, 545, 168	12. 6%	4, 289	443, 604	400, 470	725, 922
3	(3) 他会計等への支出額	3, 005, 472	14. 9%	608, 950		1, 956, 431	434, 814
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等	211, 127	1. 0%	9, 365		201, 762	
	小計	11, 202, 805	55. 5%	622, 604	508, 102	7, 935, 203	1, 160, 736
	(1)支払利息	193, 740	1. 0%				
4	(2)回収不能見込計上額	7, 627	0. 0%				
+	(3) その他行政コスト	0	0. 0%				
	小 計	201, 367	1. 0%	0	0	0	0
経	常行政コスト a	20, 187, 003		2, 097, 049	2, 551, 003	9, 272, 677	2, 284, 335
	(構成比率)			10. 4%	12. 6%	45. 9%	11. 3%

【経常収益】

1 使用料·手数料 b	434, 551	47, 996	36, 740	62, 627	188, 350
2 分担金·負担金·寄附金 c	180, 890		262	169, 614	
経 常 収 益 合 計 (b + c) d	615, 441	47, 996	37, 002	232, 241	188, 350
d⁄a	3. 0%	2. 3%	1. 5%	2. 5%	8. 2%
(差引) 純経常行政コスト a - d	19, 571, 562	2, 049, 053	2, 514, 001	9, 040, 436	2, 095, 985

総務省方式 改訂モデル

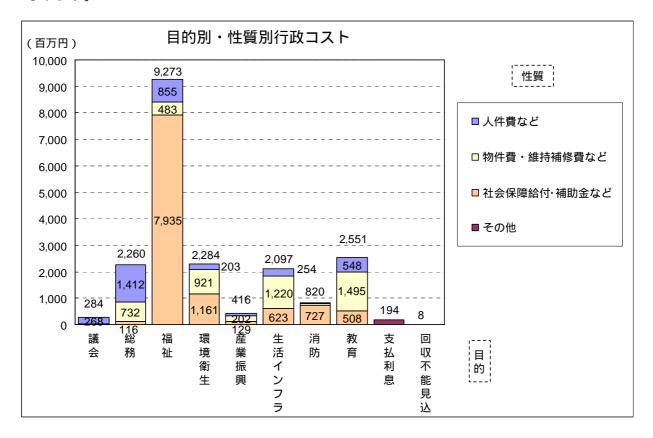
(単位:千円)

産業振興	消防	総務	議会	支払利息	回収不能 見込計上額	その他
73, 244	13, 029	1, 219, 795	231, 861			
9, 043	1, 585	149, 909	28, 482			
2, 570	450	42, 589	8, 092			
84, 857	15, 064	1, 412, 293	268, 435			0
191, 119	63, 647	560, 694	11, 635			
71	344	9, 173				
11, 209	14, 034	161, 837				
202, 399	78, 025	731, 704	11, 635	0		0
128, 659	722, 712	115, 367	4, 145			
	4, 387	890				
128, 659	727, 099	116, 257	4, 145			0
				193, 740		
					7, 627	
0	0	0	0	193, 740	7, 627	0
415, 915	820, 188	2, 260, 254	284, 215	193, 740	7, 627	0
2. 1%	4. 1%	11. 2%	1. 4%	1. 0%	0. 0%	0. 0%

							一般財源 振替額
11, 175	i	30, 743		4, 054			52, 866
		272		0			10, 742
11, 175	0	31, 015	0	4, 054		0	63, 608
2. 7%	0. 0%	1. 4%	0. 0%	2. 1%		0. 0%	
404, 740	820, 188	2, 229, 239	284, 215	189, 686	7 607	0	△ 63, 608
404, 740	020, 188	2, 229, 239	284, 215	189, 686	7, 627	l	△ 63, 608

目的別・性質別行政コスト

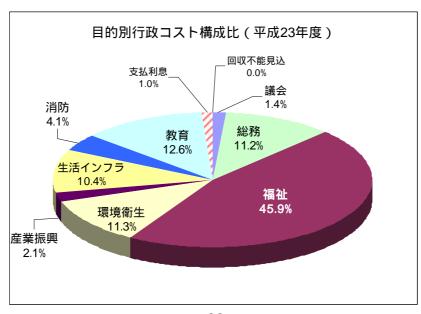
行政コスト計算書のコスト部分を目的別・性質別区分によりグラフにすると下図のようになります。



目的別行政コスト

行政コスト計算書のコスト部分を目的別構成比によりグラフにすると、下図のようになります。

「 決算から見た羽村市の財政状況」の目的別経費と比べると、その額、構成比が大きく 異なっている箇所があります。これは、行政コスト計算書には決算に現れない減価償却費が 計上されるため、また、資産形成につながらない消費的な支出が計上されるためです。



性質別行政コスト

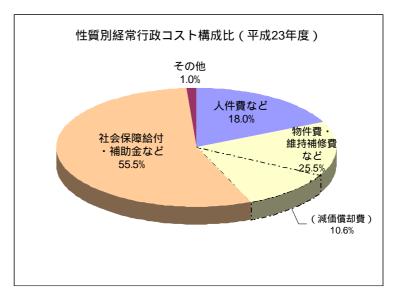
コストの内訳を経費の性質から見ると、社会保障給付・補助金などが 55.5%と最も大きな割合を占めています。これは、扶助費、個人や団体への補助金、他会計に支出された繰出金などです。

一般的には、同じ行政サービスを 提供するとしても、直接職員が活動 することによれば人件費の金額の 割合が大きくなります。逆に、外部 委託によりサービスを提供すれば 物件費の割合が大きくなります。

性質別経常行政コスト

(単位:千円、%)

	23年度	割合
人件費など	3,640,575	18.0
物件費・維持補修費など	5,142,256	25.5
うち減価償却費	2,135,247	10.6
社会保障給付・補助金など	11,202,805	55.5
その他	201,367	1.0
経常行政コスト	20,187,003	100.0



3. 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の「純資産の部」に計上されている金額が1年間でどのように変動したかを表しています。具体的には純資産変動計算書の最上段には期首純資産残高として前年度貸借対照表の「純資産の部」の金額が表示され、変動の内容を踏まえて最下段に期末純資産残高として当年度貸借対照表の「純資産の部」が表示されます。

今までの世代が負担してきた財源が増えたのか減ったのかわかることになります。

旧総務省方式による財務諸表には定めのなかった財務書類です。総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成することにした平成 20 年度から作成しています。

平成23年度の純資産変動計算書は次ページのとおりです。

純資産変動計算書

自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日 総務省方式 改訂モデル

(単位:千円)

			0 11 No -1- 66 +6 11	- W	(単位:十日
	純資産合計	公共資産等整備 国県補助金等	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	67, 197, 084	15, 676, 396	55, 695, 007	△ 4, 983, 726	809, 40
純経常行政コスト	△ 19, 571, 562			△ 19, 571, 562	
一般財源					
地方税	10, 150, 346			10, 150, 346	
地方交付税	628, 857			628, 857	
その他行政コスト充当財源	1, 904, 368			1, 904, 368	
補助金等受入	5, 641, 504	268, 279		5, 373, 225	
臨時損益					
災害復旧事業費	0			0	
公共資産除売却損益	15, 989			15, 989	
投資損失	0			0	
:					
科目振替					
公共資産整備への財源投入			247, 713	△ 247, 713	
公共資産処分による財源増			△ 124, 027	105, 600	18, 4.
貸付金・出資金等への財源技	入		16, 501	△ 16, 501	
貸付金・出資金等の回収等に	よる財源増		△ 129, 654	129, 654	
減価償却による財源増		△ 585, 744	△ 1, 549, 503	2, 135, 247	
地方債償還に伴う財源振替			641, 498	△ 641, 498	
資産評価替えによる変動額	△ 17, 461				△ 17, 4
無償受贈資産受入	0				
その他	0			0	
期末純資産残高	65, 949, 125	15, 358, 931	54, 797, 535	△ 5, 017, 714	810, 3

純経常行政コストと財源

純資産変動計算書の純経常行政コストは、行政コスト計算書の純経常行政コストと一致しています。行政コスト計算書で明らかになったコストの金額に対して、一般財源や経常的な補助金などの金額がどのくらいあるかを比べることにより、純経常行政コストが受益者負担以外の財源によってどの程度賄われているか見えてきます。

平成 23 年度の純経常行政コスト 195 億 7,156 万円に対して、財源となる一般財源の合計 126 億 8,357 万円、補助金等受入 53 億 7,323 万円および臨時損益 1,599 万円を計算すると、 14 億 9,878 万円のコスト超過となります。行政コスト計算書に含まれている減価償却費の内 訳として国や都の補助金を財源とした部分があるので、「減価償却による財源増」分の 5 億 8,574 万円を考慮すると、この補助金を財源とした部分については、実質的には市が負担していない部分ということになります。

科目振替

「公共資産整備への財源投入」における金額の移動は、資産整備の財源のうち市の一般財源等が負担した部分(補助金や市債を除いた部分)であり、使途の自由な財源2億4,771万円が、公共資産整備にかかる財源として拘束されたことになります。一方、「公共資産処分による財源増」においては、売却可能資産などの公共資産の売却により、1億560万円が使途の自由な一般財源として回収されたことを表しています。

減価償却に伴う財源増

上記と同様に、公共資産等の財源として拘束されていた財源 21 億 3,525 万円が、減価償却により一般財源として回収されたことを表しています。内訳としては国・都の補助金により公共施設を整備した財源が 5 億 8,574 万円、市の一般財源等により公共施設を整備した財源が 15 億 4,950 万円となります。

地方債償還による財源振替

上記とは逆に、公共資産等の財源とした地方債を償還することにより、公共資産等整備の財源のうち、地方債によって賄っていた部分が一般財源に換わることとなるため、使途の自由な一般財源 6 億 4,150 万円が公共資産等整備一般財源に拘束されることになります。つまり使途の自由な一般財源の後払いということになります。

4. 資金収支計算書

資金収支計算書は、歳計現金の出入りの情報を性質の異なる3つの区分「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」および「投資・財務的収支の部」に分けて表示した財務書類です。資金の調達内容と使い道を示し、1年間にどのような活動があり、どのように資金が動いて、その結果いくらの残高になったかがわかります。

資金収支計算書の3つの区分は、「経常的収支の部」の黒字で、「公共資産整備収支の部」と「投資・財務的収支の部」の赤字を穴埋めするという関係にあります。よって、「経常的収支の部」による黒字の額より、「公共資産整備収支の部」と「投資・財務的収支の部」の赤字が大きいと歳計現金が減少することになります。

平成 23 年度の経常的収支の部による 黒字は 24 億 1.610 万円で、公共資産整

平成23年度資金収支計算書 概要

(単位:千円)

経常的収支の部

収入	支出	収支差額
Α	В	A - B
19,436,796	17,020,701	2,416,095

公共資産整備収支の部

収入	支出	収支差額
A	В	A - B
654,262	866,239	211,977

投資・財務的収支の部

収入	支出	収支差額
Α	В	A - B
133,467	2,387,814	2,254,347

収支差額合計

50,229

備収支の部、投資・財務的収支の部の赤字は 24 億 6,632 万円となり、収支差額 5,023 万円の 歳計現金が減少することになりました。

平成23年度の資金収支計算書は次ページのとおりです。

資金収支計算書

(自 平成23年4月 1日) 至 平成24年3月31日) 総務省方式 改訂モデル

/ YY / L	_	_	1
(里位	+	ш	IJ

1	経	常	的	収	支	の	部
人件費						3,	671, 020
物件費						2,	912, 861
社会保障	障給付					5,	441, 038
補助金	等					2,	545, 168
支払利。	息						193, 740
他会計	等への事	務費等	充当則	源繰出:	支出	2,	162, 726
その他	支出_						94, 148
支	出		合	Ī	<u>i</u> †	17,	020, 701
地方税	•					10,	187, 967
地方交布	付税						628, 857
国県補助	助金等					5,	180, 748
使用料	・手数料						434, 283
分担金	・負担金	・寄除	金				181, 318
諸収入							331, 791
地方債金	発行額						800, 000
基金取	崩額						131, 067
その他」	収入					1,	560, 765
収	入		合		<u>i</u> †	19,	436, 796
経	常的	5	収	支 ?	額	2,	416, 095

2	公	共	資	産	整	備	収	支	の	部
公共資	産整	備支出	Ц							652, 182
公共資	産整	備補助	助金等	手支出	1					211, 127
他会計	等へ	の建設	没費3	七当則	才源 網	支出	出			2, 930
支		出		合		i	計			866, 239
国県補	助金	等								460, 756
地方債	発行	額								175, 000
基金取	崩額									18, 000
その他	収入									506
収		入		合		i	計			654, 262
公 共	資	産	整	備	収	支	額		Δ	211, 977

3 投	資・	財	務	的	収	支	の	部	
投資及び出資	金								0
貸付金									0
基金積立額								494,	626
定額運用基金	えへの繰り	出支出	1						0
他会計等への	公債費:	充当即	 排源線	生出	艺出			839,	816
地方債償還額	Ą						1,	015,	258
長期未払金支	5払支出							38,	114
支	±	合			計		2,	387,	814
国県補助金領	F								0
貸付金回収額	Ą								0
基金取崩額								4,	500
地方債発行額	Į.								0
公共資産等売	却収入							121,	619
その他収入								7,	348
収	λ	合			計			133,	467
投資·	財務	的	収	支	額	4	Δ 2,	254,	347

翌年度繰上充用金増減額	0
当年度歳計現金増減額	△ 50, 229
期首歳計現金残高	494, 341
期末歳計現金残高	444, 112

- ※1 一時借入金に関する情報
- ① 資金収支計算書には一時借入金の増減は含まれていません。
- ② 一時借入金の借入限度額は1,600,000千円です。
- ③ 支払利息のうち、一時借入金利子は0千円です。
- ※2 基礎的財政収支(プライマリーバランス)に関する情報

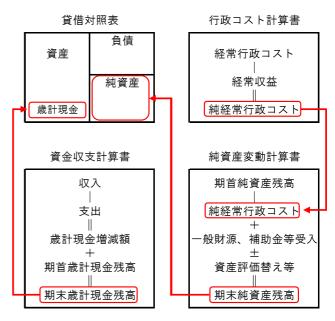
収入総額	20, 224, 525
地方債発行額	△ 975, 000
財政調整基金等取崩額	0
支出総額	△ 20, 274, 754
地方債償還額	1, 208, 998
財政調整基金等積立額	373, 781
基礎的財政収支	557, 550

5.財務書類4表の関係

財務書類は4種類の表から構成されています。それぞれの関係を示すと右図のとおりです。

矢印で示した部分の金額は全て一致します。貸借対照表についても資産 = 負債 + 純資産ということになり、左右の金額が一致します。純資産変動計算書の期首純資産残高は、前年度貸借対照表の純資産に一致します。このように財務書類 4 表それぞれは相関関係にあります。

財務書類4表の関係



6.財務書類による分析

財務書類を活用すると、現在の市の財政状況における特徴や課題をいろいろな角度から分析することができます。また、数値目標を立てるなど行政運営の方向性を見出すことにもつながる可能性を持っています。

社会資本形成の過去及び現世代負担比率

過去及び現世代負担比率は、有形固定資産のうち純資産によって形成された割合を見ることによって、これまでの世代によって既に負担された割合を見ることができます。

平均的な値としては、50%から90%の間とされています。

	21年度	22年度	23年度
社会資本形成の過去及び現世代負担比率(%)	86. 6	88. 2	88. 3

算式 = 純資産 ÷ 公共資産 × 100 (%)

社会資本形成の将来世代負担比率

地方債および翌年度償還予定地方債に着目して割合を見ることによって、将来世代負担比率を見ることができます。平均的な値としては、15%から 40%の間とされています。(過去及び現世代負担比率と将来世代負担比率を合計しても 100%にはなりません。)

	21年度	22年度	23年度
社会資本形成の将来世代負担比率(%)	16. 1	16. 4	16. 7

算式 = (地方債 + 翌年度償還予定地方債) ÷ 公共資産 × 100 (%)

歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、社会資本として形成された資産が歳 入の何年分に相当するかを表した比率です。

平均的な値としては、3.0 から 7.0 の間とされています。

	21年度	22年度	23年度
歳入額対資産比率	4. 0	4. 0	3. 9

算式 = 資産合計 ÷ 歳入総額

歳入総額は資金収支計算書の収入合計に期首歳計 現金残高を加算しています。

21年度は過去の公表数値を訂正しています。

資産老朽化比率

取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数と比べて償却資産の取得からどの程度経過しているかがわかります。なお、土地については減価償却計算しないこととしていますので、計算から除きます。

平均的な値は、35%から50%の間とされています。

資産老朽化比率は年々高まっており、平成 23 年度において 50%を超えるものとなりました。資産の老朽化に伴い、今後、維持補修費が増加していくことが考えられるため、計画的な施設の更新、統廃合などが必要になってきます。

	21年度	22年度	23年度
資産老朽化比率(%)	46. 9	48. 6	50. 7

算式 = 減価償却累計額 ÷ (有形固定資産 - 土地 + 減価償却累計額) × 100 (%)

受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、使用料などの受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することによって受益者負担割合を算定することができます。

平均的な値は、2%から8%の間とされています。

	21年度	22年度	23年度
受益者負担比率(%)	2. 8	3. 0	3. 0

算式 = 経常収益 ÷ 経常行政コスト × 100 (%)

行政コスト対公共資産比率

公共資産に対する行政コストの比率を見ることで、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供できるかを分析することができます。これにより資産が効率的に活用されているか、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているかが見えてきます。

平均的な値は、10%から30%の間とされています。

	21年度	22年度	23年度
行政コスト対公共資産比率(%)	26. 8	26. 5	27. 0

算式 = 経常行政コスト ÷ 公共資産 x 100 (%)

財政健全化に向けた取り組み

市では、平成6年度に策定した「行財政緊急対策」、平成8年度に策定した「第二次行政改革大綱」、平成14年度に策定した「第三次行政改革大綱」および平成17年度に策定した「行財政改革推進プラン」を通じて、長年にわたり行財政運営の合理化・効率化を推進してきました。

また、長引く経済不況の影響などにより、財政状況が一層厳しさを増す中で、平成 21 年度 以降、第 1 次・第 2 次の「緊急経済財政対策」を講じ、より安定的で健全な財政運営が図ら れるよう、さらに踏み込んだ経常的経費の削減、歳入の確保、事業全般の見直しなどに全庁 を挙げて取り組んできました。

決算状況による分析では、経常収支比率が 26 市平均を上回る数値となるなど、財政の硬直 化が見られます。また、財務書類による分析では、資産老朽化比率が 50%を超えるなど、将 来的な有形固定資産の更新に備える必要があることがわかります。

このような財政状況の中で、平成 24 年度以降は、平成 28 年度までの 5 か年を計画期間として策定された「行財政改革基本計画」に基づき、財政健全化に取り組んでいきます。

【財政基盤の強化】

税収の確保

全職員が一丸となって滞納整理する体制を構築し、より一層の収納率の向上に努めていきます。

また、市民税個人分における特別徴収は、納税者の利便性の向上と納税の公平性の確保とともに、収納率は普通徴収より高くなる利点があることから、市・都民税の特別徴収が地方税法で義務づけられている事業者を対象に、特別徴収義務者の指定を徹底し、給与からの特別徴収を推進していきます。

受益者負担の適正化

公共施設の使用料の設定については、他の地方公共団体の同種施設や民間の類似施設のサービス内容や使用料等との整合性を十分考慮しながら、市内・市外利用者の価格設定も含めた施設使用料の適正化を定期的に図っていきます。

使用料と同様に、手数料についても、受益者負担の適正化の観点から、定期的な見直しを 図っていきます。

新たな歳入の確保

様々な経営資源を活用した新たな自主財源の確保に努めるとともに、資産の有効活用を図るため普通財産を売却し、歳入の確保を図っていきます。

【事務事業の見直しによる一層の歳出の削減】

法定受託事務における超過負担の削減

法定受託事務として国や東京都から委託金などを受けて、市が執行している事務事業について、職員人件費を含めて法定負担割合以上に負担しているものがあります。

これらの事務事業を洗い出し、超過負担の原因を分析したうえで、自助努力により経費を

削減するとともに、制度的な要因による超過負担分については、委託元が負担するよう、他の地方公共団体と連携して要請するなど、法定受託事務における超過負担の削減に努めていきます。

補助金の見直し

市の各種補助制度について、終期(サンセット方式)の設定などによる事業の見直しをはじめ、所得制限の段階的な設定や補助率、補助金単価の見直しを行っていきます。

事務経費の削減

市民生活に影響の大きいものは継続を原則としつつ、公共施設の管理運営、イベントの開催、内部管理事務など、行政手法の改革・改善による歳出の削減に取り組んでいきます。

【組織の再構築】

事務事業に対応した効率的な定員管理の推進

退職者と新規採用者のバランスについては、人件費および人件費比率に配慮するとともに、 事務事業に対応した効率的な定員管理を推進していきます。



羽村市公式キャラクターはむりん

参考

決算カード

Σ	7	成	2	3	年		Ę	団	体 :	□ - F		132276		市町村類	1 型 Ⅱ — 1
污	Ļ	拿	1	壮	犬	汐	5	団	f	本 名		羽村市		23年度交付税種均	地区分 Ⅱ — 7
	人								指定因	 団体等の状況	ļ	事務の共同処理の状	況	_ 指	_ 数 等
玉	2 2	年					57, 032	人。温	疎	首都		<ごみ・し尿処理> ・東京たま広域資源		基 準 財 政 需 要	額 8,076,534 千円
調	増減	率 (2	2年/17	7年)			0.9	0/4 山	村	(近郊整備		循環組合	ļ	基準財政収入	
住	2 4	. 3.	3 1				56, 123	離	島 交付	既成市街		・西多摩衛生組合	;	標準財政規	模 11, 151, 641 千円
民基	対前	年度埠	自減率				0. 2	△	域行	攻圏				うち臨時財政対策 発 行 可 能	
本台	(参	考) 6	5 才以	上人			0. 2	面					Γ		0. 995
帳		. 3.				1	1, 507	人		9. 91 k	m²	<収益事業>		財政力指	数 単年度(0.941)
	決算	四支₫	D状況 ((千円)	3	平成23年	度	2	平成22年度			-	実 質 収 支 比	率 4.0 %
		7,7,	, ,,,,,,		,		1 7 2 2 7	~		1 2 2 1 2	•	<その他>	-	公 債 費 比	率 5.4 %
1.	歳	入	総	額	Α		20 71	8, 866		20. 710.	102	・東京市町村総合事務組 ・瑞穂斎場組合 ・羽村・瑞穂地区学校	Ľ	起 債制 限 比	率 5.3 %
2.	歳	出	総	額	В							○ 初刊 · 瑜徳地区子校○ 給食組合○ 東京都市町村議会議員	. -	公 債 費 負 担 比 経 常 収 支 比	0.0 /6
		λ # -	出差	コー 安石			20, 27	4, 754		20, 215,	/61	公務災害補償等組合 ・東京都市町村職員退職	Ľ	地方債現在高	A 95. 1 76
	(\	0)			O		44	4, 112		494,	341	王当紹合	~ -	(特定資金公共投資事業債除責務) 負担行為翌年	:〈) 12, 453, 344 千円 三 度
4.	翌年	度へ総	繰り越す	べき	財源 D			0		_	F70	・東京都後期高齢者医療	` -	<u>以降支出予定額</u> 債立金現在高	B 673, 940 千円
-	実(C	質	収					0		5,	578			(うち財政調整基金	
	()	− <u>D)</u>	 .	I=	E		44	4, 112		488,	763	•	F	A + B -	C 8, 606, 313 千円
6.	単	年	度」	又	支 F		△ 4	4, 651		△ 144,	545		F	療 立 基 金 取 崩	<u>額</u> 153, 567 千円
7.	積		立		金 G			3, 776			718		-	収益事業収 健全化	入 0 FP 判 断 比 率 ※
8.	繰	上	償 ;	墨	額		07	0, 770		Σ,	710	•	-	実質赤字比	率 - (13.16) %
9.		→ 4	· 取	胎	H 額			0			0	•	-	連結実質赤字比	
9.	115	<u> </u>	2 40	ממ				0			0	•	:	実質公債費比	率 4.9 (25.0) %
10.	実 賃 (F	質 単 +G+	年 度 J - H — I	汉 支)	J		32	9. 125		△ 141,	827		2	呼来負担比	率 - (350.0) %
		_	般	聙		Į	(24	1. 4.	1	現在)		特 別 職	等	(24.4.1 現在)
	区		分	職 A	員	数 人	4月分給 総額 B	料支払 千円		、当り支給月 B/A 円		区 分		改定実施年月日	1 人当り平均給料 (報酬)月額 円
_	彤	设崩	員			319	10	6, 657		334, 348	市	町村	長	7. 7. 1	885, 000
Ш	うち	技能	労務職			14		4, 556		325, 429		市町村	長	7. 7. 1	765, 000
教	育	公	務員	+		1		437		437, 000	教	育	長	7. 7. 1	715, 000
消	防			-							_	L			
臨	時	單		1							議	議	長	7. 7. 1	520, 000
	合		計	法	実 質	320	額 普诵	17, 094 五会計	- か	334,669 職員数		議	<u>長</u>	7. 7. 1	450, 000
公	事	業	名	適用	, , ,		- 円 B の	り繰入	、金 千円	人	会	議員定数	(7. 7. 1 18 人)	430, 000
		国民健康 (事業勘		713		441,		1, 144,		7	,	加入世帯	数	.5.77	9, 638 世帯
営		介護保 保険事業	険			129,		430,			国	被保険者	数		16, 927 人
事		期高齢					257	,	341	C	· (保) (1世帯当り保険税調	定額		126, 886 F
भार		下水道	事業	無		15,		608,		5	事	被保険者1人当り保 調 定	険税 額		72, 247 F
業		上水道	事業	有		25,			616	12	7 *	被保険者1人当り			363, 131 ⊢
Ø	介訓	隻サービ	ス事業	無			0		480	C	T	保険税(料)		1, 239, 488 千円
状								,			o o	保 険 給 付	費		4, 031, 752 千円
											状	後期高齢者支援会	金等	-	791, 434 千円
況											況	前期高齢者納付金			2, 339 千円
						であ					1	介護給付費納付	寸 金		319, 608 千円

^{※()}書きは、早期健全化基準である。

前	ŧ		入			性		質	別	歳	出		
区分	決 算 額	構成比	経常一般財源等	構成比		区分	決	算 額	構成比	充 当 一 般 財 源 等	経常:		経常収支 比 率
	千円	%	千円					千円	%	∓F	9	千円	%
地 方 税 地 方 譲 与 税	10, 187, 967 116, 511	49. 2 0. 6	9, 345, 790 116, 511	83. 7 1 0		件 費 うち職員給		632, 210 143, 944	17. 9	3, 347, 92 1, 938, 28		5, 851 3. 080	27. 5 16. 2
地 方 譲 与 税 利 子 割 交 付 金	50, 511	0. 0	50, 511	0. 5		うち職員給助費		441, 038	10. 6 26. 8	1, 930, 20		3, 060 9. 872	13. 7
配当割交付金	22, 452	0. 1	22, 452	0. 2		債 費	1,	208, 998	6. 0	1, 204, 94	4 1, 20		10. 1
株式等譲渡所得割交付金	4, 960	0. 0	4, 960			元利償還金	1,	208, 998	6. 0	1, 204, 94	1, 20	4, 944	10. 1
地 方 消 費 税 交 付 金ゴルフ場利用税交付金	654, 992 0	3. 2 0. 0	654, 992 0	5. 9 0. 0		一時借入金利子		0	0. 0		U	0	0. 0
特別地方消費税交付金	0	0. 0	0			小 計	10,	282, 246	50. 7	6, 197, 85	6, 13	0, 667	51. 3
自動車取得税交付金	58, 451	0. 3	58, 451	0. 5	_	件 費	2,	946, 475	14. 5	2, 123, 04		3, 329	15. 1
地方特例交付金地 方 交 付 税	131, 957 628, 857	0. 6 3. 0	131, 957 475, 267	1. 2 4. 3	維	持 補 修 費 助 費 等	0	94, 148 985, 598	0. 5 14. 7	51, 20 2, 245, 24		3, 558 6, 396	0. 4 17. 9
地 方 交 付 税 普 通	475. 267	2. 3	475, 267	4. 3	_	助 費 等 立 金	۷,	494, 626	2. 4	487, 27		0, 390	17. 9
特別	153, 582	0. 7				ー ・ 出資・貸付金		0	0. 0	ĺ	0	0	0. 0
震災復興特別	8	0. 0	10, 100	0.1	繰	出金	2,	565, 042	12. 7	2, 448, 48		1, 348	10. 5
交通安全対策特別交付金国 有 提 供 施 設 交 付 金	10, 102 228, 721	0. 0 1. 1	10, 102 228, 721	0. 1 2. 1		手度繰上充用金 資 的 経 費		906, 619	0. 0 4. 5	247, 66	0 歳 入 -	一般	財源等
小計	12, 095, 481	58. 3	11, 099, 714	99. 5	100	うち人件費		38, 810	0. 2	38, 81	_	. 244.	892 千円
分担金・負担金	180, 835	0. 9	9, 376			普通建設事業費		906, 619		247, 66	9		
使 用 料 手 数 料	241, 003 193, 786	1. 2 0. 9	32, 890	0. 3	内	補 助		431, 815 465, 439	2. 1 2. 3	25, 48 213, 15	1 経常経費	充当一	-般財源等
国庫支出金	2, 790, 680	13. 5	0	0.0	· 訴	平 独		9, 365	2. 3 0. 1	9, 03		, 375,	298 千円
都 支 出 金	2, 850, 824	13. 8				災害復旧事業費		0	0. 0	· ·	0 減収補て		
財産収入	145, 018	0. 7	14, 198	0. 1		失業対策事業費	00	074.754	0. 0		0 臨時財政		
寄 附 金 繰 入 金	760 419. 347	0. 0 2. 0				合 計	ZU,	274, 754	100. 0	13, 800, 78	0 一般財源		にない場合
繰 越 金	494, 341	2. 4			l					_	- TO NET 117 IX.		1.9 %
諸 収 入	331, 791	1. 6	5, 485	0. 0					_				
地 方 債	975, 000 (0)	4. 7											
(うち臨時財政対策債)	(800, 000)	(3. 9)											
合 計	20, 718, 866	100. 0	11, 161, 663	100. 0	_								
市	1	町	村 1	+ **	<u>税</u>	超過課税分	ļ	目	的	別	歳	出	白一般
区分		額 構成比		· · · · ·	1 <u>00</u> 75	収入済額		区	分	決 算 額	構成比		源等
→ □ → □ → □ → □ → □ → □ → □ → □ → □ → □		千円 9 154 32.9		3, 269,	千円 820		議	会	費	<u>千円</u> 283, 598	% 1. 4		千円 283, 598
市町村民税法人名		172 4. 9		167,		32, 181	_	務	費	2, 603, 389	12. 8	,	347, 983
		997 48. 1 473 0. 0	7 <u> </u>	4, 778, 60,			民衛	<u>生</u> 生	<u></u> 費	9, 062, 361 2, 263, 602	44. 7 11. 2		582, 237 498, 468
	税 466, 9			367,			労		費	154, 811	0.8	١,	116, 624
	税	0 0. (0		_	林 水 産		29, 967	0. 1		28, 821
	税 税	0 0.0			0		商土	<u>エ</u> 木	費	220, 567 1, 772, 328	1. 1 8. 7	1	203, 497 382, 152
	税 842, 1	0, 0,			0		消	防	費	834, 408	4. 1	Ι,	524, 265
入 湯	税	0 0. (0.0		0	C	教	育	費	1, 840, 725	9. 1	1,	628, 191
	税 税 842, 1	0 0. (177 8. 3			0		災	害復	旧 費	0 1, 208, 998	0. 0 6. 0	1	0 204, 944
	祝 <u>042,</u> 税	0 0.0			0		公諸		出金	1, 200, 990	0. 0	Ι,	()
	税	0 0. (n		1	丰度 繰 上		0	0. 0		n
合 計	10, 187, 9			8, 645,	190	32, 181		+ 及 ik エ 合	計	20, 274, 754	100. 0	1.3	800, 780
H 81			5 大 規 模 事			: 百万円)	Ħ	-	ПΙ				500, 700
							1			現場現象	F 滞 繰 越	納一	合 計
納税義務者数								区	:	課税 ク 分		73	
	・私立保育	園施設整伽	備補助事業			202	徴						
	┛・羽村駅西	口地区整值	備用地購入			175					%	%	%
個人均等割	・市道20					1 2 5		市町村			33.		96. 0
	・双葉町地					108	収	(徴収猶	予分除	<) (98.8) (33.	9)(96. 0)
27, 559 .			□ /117 \			8 5		市	町村月	8 税 98.2	31.	9	93. 1
		ケハザ木				0 0		<u> </u>			+		
法人税割							率	純固	固定 資〕	産税 99.2	39.	2	97. 8
1, 356 .	시							国民健康	保険税(料) 89.5	26.	3	69. 9
							Ш						•

用語解説

本書で使用している財政用語を中心に、内容について解説します。

【あ】

維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等を補修するなどし、その効用を維持するための経費。

依存財源

収入のうち、国や都により定められた額を交付されたり、割り当てられたりするもの。

地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方譲与税など。

一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上した会計。

一般財源

使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。 市税、地方譲与税、地方交付税など。

【か】

元利償還金

返済金。元金と利子。

基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるもの。定額の資金を運用するために設けられるもの。

財政調整基金、減債基金、その他の特定目的基金があります。

起債

地方債を起こすこと(=発行すること)。

起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標。

地方債の許可制限に係る指標として「地方債許可方針」に定められており、20%以上になると一部の地方債の発行が制限されます。(平成 17 年度までの地方許可方針による)

算式 = (A - (B+C+E)) ÷ (D - (C+E)) × 100(%) の3か年の平均

A:普通会計の元利償還金および公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計

B:Aに充てられた特定財源

C:普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D:標準財政規模

E: 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費および公債費 に準ずる債務負担行為に係る支出

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いられるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入などを一定の方法により算定した額。

市税や各種交付金・譲与税から計算されます。

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いられるもので、自治体が標準的な水準の行政サービスを行うために必要

な経費を一定の方法により算定した額。

統計数値などに基づき計算されます。

義務的経費

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない非弾力的な性格の強い経費。

人件費、扶助費、公債費。

義務的経費比率

義務的経費が歳出総額に占める割合。

算式=義務的経費(人件費+扶助費+公債費)÷歳出総額×100(%)

繰越明許費

歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、予算議決を経て翌年度に繰り越して使用することができる経費。

形式収支

歳入歳出差引額。

算式=歳入決算総額-歳出決算総額

経常一般財源

毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。

経常一般財源比率

経常一般財源総額が、交付税制度のなかで標準的に求めた収入レベル(標準財政規模)に対して どの程度になるかを示す指数で、数値が大きいほど財政力に余裕があることを示します。

算式 = 経常一般財源÷標準財政規模×100(%)

経常経費充当一般財源

人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に充当された一般財源。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、経常収支比率が低いほど、新たな行政需要の発生や経済変動に対処できることになります。

算式 = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源等 × 100 (%)

経常的経費

毎年度経常的に支出される経費。人件費、扶助費、公債費など。

決算カード

各年度に実施した地方財政状況調査の集計結果に基づき、普通会計歳入・歳出決算額、各種財政 指標等の状況について、自治体ごとに 1 枚のカードに取りまとめたもの。

決算統計

地方財政状況調査

減債基金

地方債の償還(返済)を計画的に行うための資金を積み立てる基金。

減収補てん債

地方税の収入額が普通交付税の基準財政収入額の算定における標準税収入額を下回る場合、その 減収を補うために発行可能な地方債。

減税補てん債

恒久的な減税の実施に伴う減収の一部に対処するため、特例的に発行可能な地方債。

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化を判断するための指標。「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」のいずれかが一定の基準値以上になると、「財政健全化計画」などを策定し、健全化に向けて計画的に取り組むこととなります。

監査委員の審査を行い議会に報告するとともに、公表することとなっています。

公営企業会計

独立採算制の公営企業の収支を経理する会計。地方公営企業法の適用が義務づけられた法適用企業と同法の適用を受けない法非適用企業があります。

羽村市においては、前者に水道事業会計、後者に下水道事業会計があります。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金など。

公債費比率

地方公共団体がこれまでに借り入れた地方債の元利償還金が一般財源に占める割合。

財政構造の弾力性あるいは硬直性を見る尺度の一つで、この比率が高くなると財政の硬直化につながることになります。

算式=(公債費充当一般財源等-災害復旧費等に係る基準財政需要額)÷(標準財政規模-災害 復旧費等に係る基準財政需要額)×100(%)

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

算式 = 公債費充当一般財源等 ÷ (歳出総額充当一般財源等 + 歳計剰余金充当一般財源等) × 100 (%)

交付団体

普通交付税の交付を受ける団体。財源不足団体。(基準財政需要額>基準財政収入額)

国庫支出金

国が使途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称。

【さ】

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った値で、通常はその 数値の当該年度を含む3年間の単純平均で表されます。

この数値が1に近くあるいは1を超えるほど余裕財源を保有していることになり、通常の水準を 越えた行政活動が可能となることから、財政基盤の強さや余裕度を示す指標として使われます。単 年度の指数が1を超えると普通交付税は交付されません。

算式 = 基準財政収入額 : 基準財政需要額

債務負担行為

翌年度以降にわたる支払い義務に対応するため、あらかじめ債務負担の限度額、期間を決定しておくもので、将来的な債務を約束する行為。

資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業規模に対しての割合を示す比率で、一定の基準値以上になると、

「経営健全化計画」を策定し、健全化に向けて計画的に取り組むこととなります。

監査委員の審査を行い議会に報告するとともに、公表することとなっています。

資金不足比率 = 資金の不足額 ÷ 事業の規模 × 100 (%)

資金の不足額(法適用企業:水道事業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業:下水道事業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)-解消可能資金不足額

市債

地方債

自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源。

地方税、分担金および負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入。 自主財源比率

財源全体に占める自主財源の比率。数値が高いほど財政にゆとりがあり独自の施策展開が可能に なるといえます。

算式 = 自主財源額 ÷ 歳入総額 x 100 (%)

市税

地方税

実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対しての割合を示す比率。

算式 = 一般会計等の実質赤字額÷標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) × 100 (%)

*一般会計等 = 一般会計および羽村駅西口土地区画整理事業会計(羽村市の場合)

実質公債費比率

一般会計等が負担する実質的な返済額(元利償還金および準元利償還金)が、標準的な収入に対しての割合を示す比率で3か年間平均で表されます。

算式 = ((一般会計等の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + A))÷(標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - A) × 100(%)

A=元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

準元利償還金 = 次の(1)から(5)の合計額

- (1)満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)など
- (2)公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金
- (3)一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金
- (4)公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
- (5)一時借入金の利子

実質収支

決算において収入から支出を差し引いた額から、さらに特別な事由により翌年度へ繰り越す財源を控除した額。翌年度における純繰越金となります。市民 1 人当たりの額が高いほど財政力にゆとりがあることになります。

算式=形成収支(歳入決算総額-歳出決算総額)-翌年度へ繰り越すべき財源

実質収支比率

歳入決算額から歳出決算額を引き、翌年度へ繰り越すべき財源を引いた結果(実質収支)を標準

財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)で割ることにより求められます。赤字の場合は、負数で表されます。

この比率は、地方公共団体の財政運営が良好・健全であるかを示す指標の一つです。

算式=実質収支額÷標準財政規模×100(%)

実質単年度収支

単年度収支の中には、実質的な黒字要素や赤字要素が含まれているため、これらを控除したもの。 算式 = 単年度収支(当該年度実質収支・前年度実質収支) + 基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 基金取崩額

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準的な収入に対しての割合を示す比率。

算式 = (将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)) ÷ (標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - A) × 100(%)

A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担額 = 次の(1)から(8)の合計額

(1)地方債の現在高

(2)債務負担行為に基づく支出予定額

(3)公営企業債等繰入見込額

(4)組合等負担等見込額

(5)退職手当負担見込額

(6)設立法人の負債額等負担見込額

(7)連結実質赤字額

(8)組合等の連結実質赤字額負担見込額

人件費

報酬、給料、諸手当、年金等、勤労の対価として支払われる一切の経費。

人件費比率

歳出総額に占める人件費の割合。

算式 = 人件費÷ 歳出総額×100(%)

性質別分類

地方公共団体の経費を、経済的性質を基準として、分類したもの。

人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費、積立金、繰出金な ど。

より大きな分類として、義務的経費(人件費、扶助費、公債費) 投資的経費、その他の経費に分けることもあります。

総務省方式改訂モデル

地方公共団体が財務書類を作成する方式の一つ。地方財政状況調査(決算統計)などを活用して 作成する旧総務省方式に、売却可能資産などの修正を加えて作成することができるため、財務書類 の作成における実務にも配慮したモデルといえます。

【た】

単年度収支

実質収支は、前年度以前からの収支の累積であることから、当該年度だけの収支を把握するため に、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた収支。

算式=当該年度実質収支-前年度実質収支

地方交付税

国税 5 税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合の額を原資とし、地方公共団

体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国から地方自治体に交付されるもの。普通交付税と特別交付税から成ります。

地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。

市が発行するものは市債といいます。

地方財政状況調査

総務省が実施する地方財政に関する統計調査で、歳入歳出予算の執行を通じてどのような財政運営を行ったかを把握するもの。「決算統計」ともいわれます。

全国の集計結果は、毎年度国会に報告され、「地方財政白書」として公表されます。

地方譲与税

国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税など。 地方税

地方公共団体が課税権の主体であるもの。

市が主体であるものは市税といいます。

地方特例交付金

平成 18 年度および平成 19 年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、児童手当特例交付金として平成 18 年度から交付されるもの。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするため、減収補てん特例交付金として平成20年度から交付されるもの。

投資的経費

支出の効果が長期にわたる(資本形成に向けられる)もので、施設など将来に残るものに支出される経費。

普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費から成ります。

特定財源

財源の使途が特定されているもの。

国庫支出金、都支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料など。

特別会計

特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。 羽村市には以下のような特別会計があります。

- · 国民健康保険事業会計
- ・後期高齢者医療会計
- ・介護保険事業会計
- ・羽村駅西口土地区画整理事業会計
- ・下水道事業会計

都支出金

都が使途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称。

【は】

標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。

算式 = (基準財政収入額 - 市町村民税所得割における税源移譲相当額の 25% - 各種譲与税等) × 100/75 + 各種譲与税等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

扶助費

高齢者、児童、心身障害者などに対して行っているさまざまな扶助(援助)に要する経費。

普通会計

- 一般行政部門の会計。地方財政状況調査(決算統計)上、統一的に用いられている会計区分で、 一般行政部門の会計を表します。
- 羽村市においては、一般会計と羽村駅西口土地区画整理事業会計を合わせ、介護サービス事業分、 重複額などを控除したもの。

普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、公園、庁舎などの社会資本の整備に要する投資的な経費。

普通交付税

地方交付税の主体を成すもの。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して 交付されます。

物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の、地方公共団体が支出する消費的性質を持つ経費 の総称。

賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料および賃借料、原 材料費など。

補助費等

各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金など。

報償費(報償金、賞賜金) 役務費(火災保険料、自動車損害保険料) 委託料(物件費に計上されるものを除く) 負担金、補助金および交付金(人件費および事業費に計上されるものを除く)など。

【ま】

目的別分類

地方公共団体の経費を、行政目的によって分類したもの。

議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費など。

[6]

臨時財政対策債

地方財源の不足に対処するため、特例的に発行可能な地方債。平成 13 年度の時限的措置として導入されましたが、現在まで認められています。

平成 22 年度において、財政力の弱い自治体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、財源不足額基礎方式が導入され、段階的に人口基礎方式を廃止し、平成 25 年度に財源不足額基礎方式に完全移行することとなりました。

臨時的経費

一時的・偶発的な行政需要に対応して支出される経費。支出の方法に規則性のない経費。

連結実質赤字比率

市の全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対しての割合を示す比率。

算式 = 連結実質赤字額 ÷ 標準財政規模 × 100 (%)

*連結実質赤字額 = 一般会計、羽村駅西口土地区画整理事業会計、国民健康保険事業会計、介護 保険事業会計、下水道事業会計および水道事業会計の赤字額(資金不足額)

平成 23 年度決算 羽村市財政白書

平成 25 年 8 月発行

発行 羽村市

編集 羽村市財務部財政課

〒205-8601 東京都羽村市緑ケ丘5丁目2番地1

Tel 042-555-1111代 内線 319

Fax 042-554-2921

E-mail s102500@city.hamura.tokyo.jp
URL http://www.city.hamura.tokyo.jp/